

令和4年第2回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

令和4年3月8日（火）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|-------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議第 3号 | 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について |
| 日程第 6 | 議第31号 | 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について |
| 日程第 7 | | 施政方針 |
| 日程第 8 | 議第 4号 | 令和4年度白鷹町一般会計予算について |
| 日程第 9 | 議第 5号 | 令和4年度白鷹町十王財産区特別会計予算について |
| 日程第10 | 議第 6号 | 令和4年度白鷹町下水道特別会計予算について |
| 日程第11 | 議第 7号 | 令和4年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第12 | 議第 8号 | 令和4年度白鷹町農業集落排水特別会計予算について |
| 日程第13 | 議第 9号 | 令和4年度白鷹町介護保険特別会計予算について |
| 日程第14 | 議第10号 | 令和4年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第15 | 議第11号 | 令和4年度白鷹町水道事業会計予算について |
| 日程第16 | 議第12号 | 令和4年度白鷹町立病院事業会計予算について |
| 日程第17 | 議第13号 | 白鷹町押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の設定について |
| 日程第18 | 議第14号 | 白鷹町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第15号 | 白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議第16号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議第17号 | 白鷹町県営土地改良事業分担金徴収条例を廃止する条例の設定について |

- 日程第22 議第18号 白鷹町公有林野官行造林条例を廃止する条例の設定について
- 日程第23 議第19号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第24 議第20号 令和3年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議第21号 令和3年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議第22号 令和3年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議第23号 令和3年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議第24号 令和3年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議第25号 令和3年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議第26号 令和3年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 一般質問
- 日程第32 議第27号 令和2年度 2年災公共第6655号 普通河川地獄沢河川災害復旧工事請負契約の一部変更について
- 日程第33 議第28号 令和2年度 2年災公共第6656号 普通河川小滝沢河川災害復旧工事請負契約の一部変更について
- 日程第34 議第29号 白鷹町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について
- 日程第35 議第30号 置賜広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議について
- 日程第36 委員会の開会中の継続調査について（議会運営委員会）

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1番 | 今野正明 | 議員 | 2番 | 金田悟 | 議員 |
| 3番 | 横山和浩 | 議員 | 4番 | 竹田雅彦 | 議員 |
| 5番 | 丸川雅春 | 議員 | 6番 | 笹原俊一 | 議員 |
| 7番 | 小口尚司 | 議員 | 8番 | 奥山勝吉 | 議員 |
| 9番 | 山田仁 | 議員 | 10番 | 菅原隆男 | 議員 |
| 11番 | 関千鶴子 | 議員 | 12番 | 遠藤幸一 | 議員 |
-

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------------------------------|---------|
| 町 長 | 佐 藤 誠 七 |
| 副 町 長 | 横 澤 浩 |
| 教 育 長 | 沼 澤 政 幸 |
| 総 務 課 長 | 樋 口 浩 |
| 税 務 出 納 課 長 | 佐 藤 雅 志 |
| 企 画 政 策 課 長 | 菅 間 直 浩 |
| 町 民 課 長 | 衣 袋 則 子 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 長 岡 聡 |
| 商 工 観 光 課 長 | 齋 藤 重 雄 |
| 農 林 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 大 木 健 一 |
| 建 設 課 長 | 菊 地 智 |
| 上 下 水 道 課 長 | 鈴 木 克 仁 |
| 病 院 事 務 局 長 | 渡 部 町 子 |
| 教 育 次 長 | 田 宮 修 |
| 監 査 委 員 | 竹 田 謙 一 |

○職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 高 橋 浩 之 |
| 補 佐 | 芳 賀 和 則 |
| 書 記 | 菅 原 美 樹 |

○開会の宣告

○議長（今野正明） おはようございます。ご参集、誠に苦労さまです。

今年も啓翁桜を飾り、胸には深山和紙の桜のブローチを着用し、古典桜の里・白鷹をアピールすべく、定例会に臨みたいと存じます。

これより令和4年第2回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（今野正明） 議事日程は、事前に配付している文書のとおりです。

議事に入る前に、表彰伝達を行います。

○議会事務局長（高橋浩之） それでは、私からご紹介申し上げます。

2月16日に行われました置賜地方町村議会議長会定期総会におきまして自治功労者表彰がございましたので、その受賞者をご紹介申し上げます。

置賜地方町村議会議長会表彰、自治功労、議員在職10年以上、山田 仁議員。議員在職10年以上、小口尚司議員。ここで、表彰の伝達を行います。受賞されました方は前にお進みください。

〔表彰伝達〕（拍手）

○議会事務局長（高橋浩之） ここで、受賞されました議員各位より、ご挨拶をいただきます。まず山田副議長からお願いいたします。

〔9番 山田 仁 登壇〕

○9番（山田 仁） 一言ご挨拶申し上げます。

このたびは在職10年ということで表彰を受けることになりましたが、これは本当に皆様のご支援のおかげだと感謝申し上げたいと思います。

これからも誠心誠意頑張るつもりでございますので、これからもいろいろなご支援、ご鞭撻のほどよろしく願いしまして、簡単ではございますが御礼の言葉に代えさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（高橋浩之） 続いて小口議員、お願いいたします。

〔7番 小口尚司 登壇〕

○7番（小口 尚司） ただいまは、このような表彰を賜り感謝申し上げます。これもひとえに同僚議員の皆様、そして町当局の皆様、そして何よりも町民の皆様、地域の皆様のおかげと重ねて感謝を申し上げる次第であります。

11年間、議員という立場でまちづくり、地域づくりに関わらせていただいたことは、

議員としてはもちろんですけども、町民の一人として貴重な経験であったと思っているとあります。

まちづくりには、これで終わりとか、これで完結ということはないと思います。これからも経験を生かしながら、町発展のために、また町民の皆様の福祉向上のために微力ながら尽力してまいる所存でありますので、今後ともよろしく願い申し上げながら、簡単ですが挨拶とさせていただきます。このたびは大変ありがとうございました。（拍手）

○**議会事務局長（高橋浩之）** ありがとうございます。おめでとうございます。お席にお戻りください。

続いてご紹介いたします。

山形県町村議会議長会から議会広報コンクールの表彰があり、白鷹町議会「議会広報しらたか」第151号が入選いたしました。表彰状につきましては前に掲示させていただいておりますので、ご紹介申し上げます。受賞誠にありがとうございます。（拍手）

以上をもって表彰伝達を終わります。

○会議録署名議員の指名

○**議長（今野正明）** 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、白鷹町議会会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

11番 関 千鶴子さん

12番 遠藤幸一君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○**議長（今野正明）** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、2月25日開催の議会運営委員会に諮問したところ、3月8日から3月17日までの10日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（今野正明）** ご異議なしと認めます。よって、会期は3月8日から3月17日までの10日間と決定しました。

○諸般の報告

○**議長（今野正明）** 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。高橋議会事務局長。

○議会事務局長（高橋浩之） 諸般の報告。

令和4年第2回白鷹町議会定例会、令和4年3月8日。

1. 置賜地方町村議会議長会定期総会、2月16日、川西町。

会務報告及び予算執行状況報告を受け、令和4年度事業計画及び予算、負担金分賦等について原案のとおり議決した。また、議事に先立ち自治功労者表彰が行われた。白鷹町議会の被表彰者、議員在職10年以上、山田 仁議員、議員在職10年以上、小口尚司議員。

以上です。

○議長（今野正明） 諸般の報告が終わりました。

○行政報告

○議長（今野正明） 日程第4、行政報告を行います。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 行政報告を行います。

その前にでございますが、私自身が、2月25日でございますけれども、私の孫が新型コロナウイルス感染症の陽性者ということになりまして、濃厚接触者ということで、私ども家族全員が自粛ということでもございました。

ちょうど議会を前にしてでありましたので、大分、連携をどう取るべきかということであったわけでございますが、テレワークとiPadを使いながらいろいろ調整をさせていただいてきたところでございます。

これもひとえに、職員の皆さんのいろいろなバックアップがあったからこそできたのだと思います。

3月の4日まで自粛すべきということでありましたので、先週1週間は、どなたもお会いすることもなく、資料などもなかなか読みきれなかったという状況でもございましたが、おかげさまで孫1人だけが陽性者となり、家族は全員陰性のまま自粛期間を過ごさせていただいたということでもあります。

そんな状況でありましたので、3月の定例議会を前にしてでありましたので、大分気持ちの焦りもありましたが、一生懸命、いろいろなご質問等々、あるいは私の説明も丁寧にしてまいりたいということをおもいましたので、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは行政報告、第1点でございますが豪雪でございます。

本町では、今冬の豪雪に対応するため、1月17日に町長を本部長とする豪雪対策本部を設置し、円滑な豪雪対策と災害の未然防止に努めてまいりました。

町内の積雪状況については、調査地点において2月22日には、西高玉地区で220センチ

メートルを計測し、山口地区、西横田尻地区においても200センチメートルを超えるなど、過去5年間の最大積雪深を更新し、現在も例年になく雪が残っている状況となっております。

豪雪に係る被害状況につきましては、2月に入り、屋根の雪の重み等による建物被害が頻発しており、黒鴨地区においては、住家の屋根が破損し避難を余儀なくされた高齢者世帯も出ております。

3月7日現在、小屋等の非住家においても6件の全壊があり、そのほか人的被害は3件発生しております。いまだ屋根に多くの雪が残っている建物も見られますので、今後、気温の変化により重みが増すと、さらなる建物倒壊も懸念されます。

除排雪経費につきましては、1月初旬に当初予算を超える見込みとなり、1月11日付で専決処分による予算確保をさせていただきましたが、その後も予想をはるかに上回る降雪が続き、2月1日、22日と計3回にわたる専決処分により予算の増額補正をさせていただいたところであります。

また農業関連では、これまでの豪雪と今後の低温の影響で、雪解けが遅くなることによる農業施設や果樹等の雪害が懸念されるため、融雪剤散布の費用への支援を行っております。

対策本部といたしましては、今後とも町内自主防災組織や民生委員の方々のご協力をいただきながら、安全確保に努め、雪害事故防止に向けた取組を継続してまいります。

続いて新型コロナウイルス感染症の状況について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年末から感染力の強いオミクロン株への置き換わりにより、日本国内全体が爆発的な感染拡大となりました。山形県においても、1月27日から2月20日まで、地域を限定してのまん延防止等重点措置の適用により、感染防止のための集中対策が実施されました。措置解除後も、毎日100名を超える新規感染者が確認されている現状であります。

町内におきましては、昨年9月11日以降、新規感染のない日が続いておりましたが、1月24日に町内21例目の感染確認があり、3月7日までに31例の感染が断続的に確認されました。中には町立小中学校、町内保育施設の関係者の感染も見られるなど、一時、クラスターへの拡大が心配されましたが、いずれの施設でも大きく広がることなく収束に至りました。

この規模で抑えられていることにつきましては、町民の皆様、そして関係者お一人お一人の感染拡大防止に対するご協力の賜物と深く感謝申し上げる次第であります。

新型コロナワクチンの3回目接種につきましては、本町では1月中旬の医療従事者向けから始まり、19日からは一般高齢者向けに接種を開始し、下旬には高齢者施設入所者へ実施いたしました。町内の高齢者福祉施設関係については、2月末までに接種を終えております。

また、国からの通知により、市町村長の判断で、社会機能を維持するための職種への接種前倒しが可能とされたことから、1月31日からは保育士、2月8日からは学校教職員等へ接種時期を早めて実施したところでもあります。

2月28日からは一般高齢者の地区別接種が始まり、3月末までに高齢者の追加接種は完了する見込みであります。さらに、高齢者以外の年齢層については、人々の往来が盛んになるゴールデンウィーク前の4月28日までに接種を終えるよう準備を進めているところでもあります。

県内は全国の傾向と同様に、感染拡大のピークは越えたと見られておりますが、いまだ新規感染は高止まりの状況となっており、町民の皆様におかれましては、いつでも、どこでも、感染のリスクがあることを改めて認識いただき、引き続き密を避け、マスク着用や小まめな手洗い、消毒等のご協力をお願い申し上げます。

町内の経済状況につきましては、昨年秋から年始にかけて、一時的に人の動きの回復が見られたものの、変異株の拡大とともに再び落ち込み、特に飲食業では、売上の減少が大きい状況にあります。その他の業種においても、感染状況の先行きが見えないなどの不安感や、世界情勢の悪化、原油価格、原材料価格の高騰などの要因も重なり、引き続き、非常に厳しい状況にあると認識をしているところでもあります。

町といたしましては、12月以降の経済対策として、白鷹町飲食店利用促進事業を引き続き実施し、店内における飲食、宴会等の消費喚起を図ってまいりました。さらに、感染拡大に伴い、飲食等の自粛により影響を受けた業種に対する支援をするため、現在、白鷹町飲食業等事業継続給付金を実施しているところでもあります。

今後につきましても、国県の取組の動向を踏まえながら、町民の皆様の暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る取組を実施してまいりたいと考えているところでもあります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（今野正明） 行政報告が終わりました。

○議第3号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（今野正明） 日程第5、議第3号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第3号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、除排雪作業等に関し緊急に対応するため、2月1日付で行いました専決処分について承認を求めるものであります。

財源といたしましては、地方交付税及び繰越金で対処したものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ8,700万円を追加し、歳入歳出それぞれ96億5,000万円となったものであります。

なお内容につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

補正予算書（第9号）の1ページをご覧くださいと思います。

専第2号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億5,000万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

予算説明補正予算説明書の3ページをご覧ください。

款項目、補正額、計、主な内容をご説明いたします。

2、歳入。

10款1項1目地方交付税6,000万円、36億2,590万円。

19款1項1目繰越金、2,700万円、5億8,632万4,000円。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費5目財政管理費、70万円、7,685万5,000円。

15目地区コミュニティセンター費、60万円、2億1,958万9,000円。

3款民生費1項社会福祉費3目高齢者福祉費、100万円、3億6,992万9,000円、高齢者世帯等の雪下ろしの事業でございます。

4款衛生費1項保健衛生費5目予防費、組替えでございます。

6目環境衛生費、40万円、1,392万2,000円。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、100万円、3,952万円。

2項道路橋梁費2目道路維持費、8,200万円、4億1,745万8,000円。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費、60万円、1億6,020万円。

3項中学校費1目学校管理費、30万円、4,553万9,000円。

5項保健体育費2目保健体育施設費、40万円、4,373万4,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第3号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議第31号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（今野正明） 日程第6、議第31号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第31号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、除排雪作業等に関し緊急に対応するため、2月22日付で行いました専決処分について承認を求めるものであります。

財源といたしましては地方交付税であります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ7,100万円を追加し、歳入歳出それぞれ97億2,100万円となったものであります。なお、詳細内容につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

一般会計補正予算（第10号）の予算書1ページをご覧ください。

専第3号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億2,100万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

予算説明書3ページをご覧ください。

款項目、補正額、計、主な内容を申し上げます。

2、歳入。

10款1項1目地方交付税、7,100万円、36億9,690万円。

3、歳出。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、7,100万円、4億8,845万8,000円、除雪経費でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第31号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○施政方針、議第4号～議第12号上程、説明、総括質疑、付託

○議長（今野正明） 日程第7、施政方針から日程第16、議第12号 令和4年度白鷹町立病院事業会計予算についてまで以上10件は、令和4年度の施政方針並びに各会計予算でありますので、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、施政方針の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 本日ここに、白鷹町議会3月定例会の開会に当たり、令和4年度に臨む町政運営につきまして所信の一端を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じ上げるところであります。

予算の概要につきまして申し上げます。

国の地方財政対策におきまして、社会保障関係費の増加が見込まれる中で、地方の一般財源総額につきましては、実質、前年を上回る対応が図られているところでもあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の再拡大など、社会情勢の見通しが不透明な中、感染症対策に対応しながら、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化、消防・防災力の一層の強化など、新たな重要課題への対応が求められるものと感じているところでございます。

なお、今マスコミで連日報道なされておりますが、ロシアとウクライナの関係で燃料費が暴騰しております。さらに小麦関係が暴騰しているという状況の中で、非常に経済も不安定であることも事実でございます。ここには記載しておりませんでしたけれども、

ごく最近のことでもありますので。日本という立場の中でどうすべきかは、私は、こんなことは絶対あってはならんという立場ではございますが、やはり各自治体における議会においても、いろいろな決議がなされているようでございます。

やはり、この辺については絶対にあってはならん、戦争ということ、武力で侵攻するということはあってはならないものと思っているところでございますが、その影響が間違いなく本町にもこれから及んでくるものということを頭に入れながら対応していく必要があると思っているところであります。

次に、本町の財政状況につきましては、ポストコロナを見据えた経済対策や災害復旧等の緊急性の高い案件などに対応しながら、財政指標等の一定の水準を確保した上で、これまで財政調整基金をはじめとする基金への積立てを行い、弾力的な財政運用を進めてまいりました。

一方で、公債費等の義務的な経費が増加傾向にあるとともに、人口減少対策や町民の暮らしを守るコンパクト・プラス・ネットワーク関連事業への財政支出も見込まれることから、より一層計画的かつ柔軟な財政運営を行っていく必要があると認識をしているところであります。

感染症や令和2年度豪雨災害復旧事業などへの的確な対応を引き続き図るとともに、人と人とのつながりが生み出す共創のまちづくりの理念の下、第6次白鷹町総合計画前期基本計画に掲げるまちの将来像「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」の実現を目指し、町の最重要課題である人口減少対策をはじめとした真に必要な新たな取組や、未来につながる施策を展開していく観点から、本年度予算を編成させていただいたところであります。

この結果、一般会計当初予算額は84億5,000万円となり、前年度に対し8,000万円、1.0%の増加となったものであります。

さらに、令和3年度補正予算におきまして国の補正予算などに対応した事業を前倒しで計上し、明許繰越も視野に入れて進めることから、令和4年度は、これらと当初予算を合わせまして実質的に89億6,000万円規模の予算となるものであります。

次に、予算の歳入歳出につきまして申し上げます。

初めに歳入の状況であります。一般財源につきまして町税は11億4,696万4,000円。町民税や固定資産税の増収見込み等により5.2%の増となっております。

地方交付税38億300万円のうち、普通交付税は公債費の増加に伴う交付税算入分及び臨時財政対策債への振替分の影響等を見込み2億7,800万円、8.7%増の34億6,300万円。特別地方交付税は前年度同額の3億4,000万円を見込んでおります。

このほか、繰入金は財政調整基金や減債基金からの繰入れの増により75.4%の増、2億1,342万8,000円、臨時財政対策債を除く町債につきましては19.0%の減、6億4,330万円となっております。

次に歳出につきましては、性質別に見ますと、人件費0.1%減の12億1,330万円。扶助費は3.2%増の12億412万1,000円、公債費は14.0%増の12億3,853万8,000円となり、義務的経費全体では5.4%の増となっております。

一方、普通建設事業費は58.3%増の6億8,305万9,000円。災害復旧費は83.8%減の6,993万9,000円となっております。

特別会計及び企業会計につきましては、全体で57億9,874万9,000円を計上し、前年度より3,669万4,000円、0.6%の減となったものであります。

以上、一般会計に特別会計等を合わせた当初予算総額は142億4,874万9,000円、0.3%の増となったものであります。

次に、具体的な施策につきまして申し上げます。

令和4年度は、第6次総合計画の前期基本計画の中間年の年度でもあり、新時代の過疎対策としての過疎地域の持続発展及びSDGsの視点を踏まえつつ新たな将来像の実現に向け、それぞれの特色ある地域資源を生かし、相互補完し連携するコンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりの考え方を基本に、人材確保、脱炭素化の実現、デジタルトランスフォーメーション推進の視点を持って重点4分野である「人づくり」「産業・経済」「地域力」「定住化」を施策の柱として着実に進め、暮らし・社会・経済が統合する持続可能なまちづくりを目指すこととしております。

特に、保育料の完全無償化をはじめ、働く場の確保に向けた取組や、子育てや若者世帯が住まう環境整備など、人口減少対策を総合的に講じ、本町版「職住育近接」の実現に向けた取組を本格化することで、未来につながる暮らしを大切に、持続可能で、「潤い」＝充足感を感じることができるとまちづくりを進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の克服は、今なお喫緊の課題であります。今般、オミクロン株の感染拡大を受け、急遽、エッセンシャルワーカーである学校教職員、保育士等に対して前倒して実施したワクチンの追加接種につきまして、引き続き、迅速・確実に進めるとともに、国・県と緊密な連携を図りながら、感染拡大防止と経済回復に令和3年度予算と連動させ、総力を挙げて取り組んでまいります。

また、新たな変異株の発生など、今後あらゆる事態に機動的な対応を図ってまいり所存であります。

デジタルトランスフォーメーションの推進は、例えば文章や手続を単に電子化するだけでなく、ITを徹底的に活用することと、手続を簡単・便利にしつつ、蓄積されたデータを政策立案に役立てるなど、町民と行政の双方の生産性を向上させるものです。

また、このたび、行政手続の押印見直しの条例改正案を提案させていただきます。これにより、規則改正を含め800超の手続で押印省略などの見直しが行われ、行政手続時の町民の皆様の負担を軽減し利便性の向上を図ることが可能となります。

まずは、子育て分野や介護分野といった町民ニーズの高い行政手続につきましては、

オンラインによる手続も可能となるよう基盤の整備を実施しつつ、町民課窓口で実施している各種申請等につきまして、来庁者の手続負担軽減に向け、マイナンバーカードを利用した各種申請等支援のためシステム構築を実施するなど、行政のデジタル化を推進してまいります。

第6次総合計画では、白鷹大橋の完成に象徴される一体化・中央拠点化による都市軸と、各地域拠点を同心円状に捉えることで、それぞれの地域資源を生かし、相互補完し、連携するまちづくりをコンパクト・プラス・ネットワークと位置づけているところでもあります。

令和4年度につきましては、地域拠点の1つである鷹山地域の拠点整備の本格実施に向けた準備のほか、蚕桑地区コミュニティセンターの長寿命化に向けた調査、人口減少社会において、今後、ますます重要な役割を担う町立病院及び健康福祉センターを核とした、第2期健康と福祉の里構想の推進、県都山形市と本町をつなぐ重要な路線である国道348号の再整備に向けた取組、公共交通の利便性向上のため、デマンド交通の町外延伸便の拡充等を実施してまいります。

次に、子育てしやすい環境づくりであります。

出生数の急激な減少という危機的状況ではありますが、本町に住む子育て世代の方々が共に仕事と子育てを両立でき、安心して出産、子育てができる環境整備をさらに進めることにより、出生数の維持、定住促進に資するよう、引き続き結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援のほか、婚活サポートなども含め少子化対策を総合的に推進してまいります。

幼児教育・保育に関するサービスにつきましては、全年齢の保育料完全無償化に加え、副食費も無償化し、保育に関する経済的負担を緩和することで子育て世帯への支援に取り組みます。また、医療的ケアが必要なお子さんが保育所等への入所を希望された際の受入れ体制の整備に努めてまいります。

教育の充実でございます。

社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなり、デジタル化やグローバル化といった社会的変化が予想を超えて進展する時代にあって、社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げる取組が求められております。

学校教育におきましては、1人1台端末等による個別最適化された学びや創造性を育む学びなど、新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現に向け、ICT支援員の配置による事業支援や教職員向けの活用研修等を深化し、従来型の教育とICT教育とのベストミックスを図ってまいります。また、災害や感染症により臨時休校となった場合でも、学びの機会をしっかりと保障できる体制を確保してまいります。

あわせて子どもたちの学びの場、生活の場である学校の安全を確保するため、防犯カメラの設置や玄関のオートロック化の整備に取り組むほか、白鷹中学校の現況を踏まえ

た施設の検討や、老朽化が進む東根小学校校舎、屋内運動場屋根の改修等を行ってまいります。

そのほか、おいしくて安全安心な給食の提供に向け、地元食材の積極的な活用に努めながら、味や品質を確保してまいります。

地域の担い手の育成でございます。

荒砥高等学校は、急激に進む少子化の中にあつて生徒数の確保を最重要課題として捉え、最終年度となる荒砥高等学校魅力化計画を基に、小規模校の特色を生かした生徒一人一人の学力に応じたきめ細やかな学習指導や、基礎学力の向上に向けた取組のほか、より多くの入学者を確保するため、従来の支援策に加え、オンライン教育コンテンツ導入支援や運転免許証の取得支援、修学旅行に対する支援等を実施してまいります。

生涯学習、芸術文化面では、令和4年度からスタートする新たな生涯学習振興計画に基づき、町民ニーズに沿った、より多様な学習機会の創出を図るため、引き続き町民自らが企画し実施する自発的な生涯学習活動への支援を行ってまいります。また先般、西置賜1市3町間で文化施設の相互利用の協定を締結したところであり、4月より、同市町間では住民が同じ条件で利用することが可能となります。利用可能な施設が増えることで、様々なニーズに対応できるよう、町民の皆様の活動の拡大を支援してまいりたいと考えているところでございます。

スポーツの推進につきましては、コロナ禍における各種ガイドライン等に沿った対応を図るとともに、若鮎マラソン大会につきましては公益財団法人日本陸上競技連盟公認コースとしての認定取得を進めます。また、町営スキー場の運営やスポーツ施設の維持管理等は、町スポーツ協会を核とした運営体制を整備することにより、機動的で効果的な運営を図ってまいります。

次に、農業の振興でございます。

国全体の消費量が年々減少している米を取り巻く環境は、コロナ禍において厳しさが一層増しており、安定した米価を維持していくためには、需要に応じた生産がなお重要となります。引き続き、国の経営所得安定対策の取組とともに、持続可能な産業としての農業の振興に向け、関係機関と連携した取組を進めてまいります。

また、園芸作物などの高収益作物の生産振興を支援しつつ、食育や地産地消の推進に継続して取り組むほか、町の魅力ある農産物や資源を活用しながら6次産業化を推進していくため、拠点施設の整備に向けた取組を進めてまいります。

農業生産基盤の整備に向け、県や土地改良区等、関係団体との連携を密にしながら、施設の機能回復及び災害の未然防止など、安全・安心の確保に向けた取組や、生産における効率化及び省力化を推進し農業経営の安定化につなげる基盤整備の取組を支援してまいります。

また、日本型直接支払交付金事業の取組を通し、棚田等の資源を最大限に活用した農

村地域の振興にもつなげてまいります。

林業の成長産業化でございます。

本町の森林の多くは主伐期を迎えており、育てる林業から使う林業への転換が求められております。「白鷹町森林（もり）とつながる暮らしビジョン」に基づき、伐って、使って植え、そして育てる「緑の循環システム」の構築に向け、森林施業の低コスト化が図られるよう新たな路網整備など、川上から川下までを網羅する森林林業の再生に向けた取組に力を入れてまいります。有害鳥獣対策につきましては、引き続き被害の軽減に向け、地域及び関係機関との情報共有を図りながら、地域が一体となった取組を支援しつつ、近年増加しているイノシシ被害に対応すべく、置賜地域による広域的な処理の方法を検討してまいります。

地域産業の振興でございます。

本町の経済状況は、業種や企業によって差があるものの、新型コロナウイルス感染症や原材料価格等の高騰の影響により、厳しい経営環境におかれている状況と認識をしているところでございます。引き続き、感染拡大防止と経済回復に、総力を挙げて取り組んでまいります。

企業立地及び設備投資に伴う雇用の創出に向け、新たな産業用地の確保に向けた適地調査を実施し、産業団地造成に向けた検討を進めるとともに、引き続き、就労環境の改善に向けた取組を展開し、正社員化に向けた取組を支援してまいりたいと考えているところでございます。

また、人口減少、グローバル化により、地域経済の環境は大きく変化しております。各分野における担い手不足に対応し、地域事業者や住民等が、地域資源を活用して内発的な発展を目指すべく、地域の仕事を組み合わせたマルチワークの可能性や、本町の特色ある地域資源の磨き直しに向けた調査を実施してまいります。

そのほか、買い物環境の充実に向け、新たに移動販売の車両整備に対する補助制度を設け、買い物困難地域の解消に取り組んでまいりる所存でもあります。

観光につきましては、コロナ禍における新たな旅の形として、小人数で近接する観光地への旅が選ばれる中、白鷹町観光協会ややまがたアルカディア観光局、近隣市町を含む民間関係団体などとの連携により、地域の魅力を発信し誘客拡大に取り組んでまいりる所存でもあります。

また、アフターコロナを見据え実施した、サウンディング型市場調査の結果に基づき、観光施設の在り方を検討するとともに、ふるさと森林公園につきましては、再整備に向け、施設の現状把握のための老朽度調査を実施してまいります。

「日本の紅（あか）をつくる町」として、生産を主とした取組を引き続き行い、稀有な紅花文化の伝承や、魅力ある観光資源として発信することで、地域活性化につなげてまいります。

安心して暮らせるまちづくりであります。

近年、自然災害が激甚化・頻発化していることや、近年の災害から得られた教訓、避難所における新型コロナウイルス感染症対応などの社会情勢の変化等を踏まえ、地域防災力の充実強化や公共施設の整備に当たっては、防災機能の強化の視点を重視し進めつつ、引き続き、防災基盤の整備として有蓋貯水槽や消火栓など消防施設の整備に取り組んでまいります。

また、頻発する豪雨をはじめとした災害時の情報伝達手段として、高齢者世帯に対して戸別受信機の貸与を継続実施するとともに、災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を実効性あるものとするため、個別避難計画の作成を行い、速やかに避難できる仕組みづくりを行ってまいります。

特性を生かしたそれぞれの地域づくりということになりますが、町民が主役の地域づくりをより一層実践するため、各地域では、地域づくりの拠点であるコミュニティセンターを中心に、地域の特色を生かした新たな取組が本格化されてきております。今後も、各コミュニティセンターが地域づくりの拠点となり、地域の創意工夫が発揮されるよう、地域づくり推進交付金等による支援の継続や、施設整備による利便性や機能の向上を図ってまいります。

また、既に配置している地域おこし協力隊を増員するとともに、同隊員の本町への定住を促進するため、これまでの定住支援金等に加え、新たに空き家改修に対する補助金を創設し、支援してまいります。

持続可能な循環資源の利用でございますが、環境施策につきましては、昨年11月にゼロカーボンシティ宣言を行い地球温暖化対策への決意を表明したところであり、併せて地球温暖化対策実行計画を策定しております。これらに基づき、町民・事業主・行政が一丸となってゼロカーボンの実現に向かうことができるよう取り組んでまいります。具体的には、省エネルギー対策として、ごみの減量化対策等を継続して実施しつつ、再生可能エネルギーの活用を推進するため太陽光発電設備や木質バイオマス燃焼器設置に対する助成を拡充して実施いたします。さらに、地球温暖化対策を自分ごととして取り組んでいただけるよう、地球温暖化防止セミナーの開催やグリーンカーテン事業を実施するなど普及啓発に努めてまいります。

定住条件の充実でございますが、道路交通網の整備につきましては、引き続き、国道287号道路改良の推進や長井～白鷹間西廻り幹線道路の早期着工など、幹線道路網の整備促進に向けた取組を実施してまいります。特に国道348号につきましては、再整備に向け、令和3年度設立された整備促進期成同盟会を中心とし、啓発や要望活動に本格的に取り組んでまいります。

町道維持・整備には、除雪機械格納庫を整備することで、機械の管理の効率化及び長寿命化を図り、冬季の交通安全確保に努めてまいります。

河川水路整備では、準用河川谷町川の護岸整備を行うとともに、庚沢川など災害で堆積した土砂の撤去、阻害している倒木除去に引き続き取り組み、豪雨時に対する安全性の向上に努めてまいります。

都市計画関連につきましては、立地適正化計画に基づく、コンパクトで持続可能なまちづくりの実現に向け、引き続き、施設や住宅建築等の誘導の取組を進めてまいります。

下水道事業では、農業集落排水施設の公共下水道接続に向け、浅立地区の圧送管布設工事、西高玉地区の接続工事の実施設計に着手するとともに、下水道事業等の令和6年度地方公営企業法適用に向け、資産台帳作成等整備を進めてまいります。

水道事業では、荒砥橋架け替えに伴う配水管の整備を進め、給水体系を強化するとともに、持続可能な水道実現のため、重要度、優先度を踏まえた施設の更新・修繕を行い、人口減少に対応した、施設の統廃合を検討してまいります。

保健・医療・福祉の充実でございます。

高齢者福祉につきましては、地域住民自らが地域の生活課題解決のための仕組みづくりに取り組めるよう支援を継続してまいります。

介護保険事業につきましては、地域住民が主体となって取り組む高齢者等の交流や健康づくり、生きがいくくり活動等の支援を継続してまいります。このほか医療と介護の連携等を通して、高齢者の社会参加の促進、自立支援・重度化防止、認知症予防等を推進し、助け合い・支え合いを基盤とした生活支援を充実させ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの深化を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、自立支援給付事業でのサービスの提供等を通して、「地域共生社会」の実現に向け努力してまいります。また、障がいのあるお子さんや発達が気になるお子さんのいる保護者同士が交流できる場を提供するため、障がい児ネットワーク事業に取り組みます。

健康づくり事業につきましては、「自分の健康は自分で守る」意識の定着と、健康寿命の延伸を目指し、感染症対策を十分に図りながら各種の取組を推進してまいります。特に高齢者の健康づくりの支援をより充実するため、医療、介護、保健データの分析から高齢者の健康課題を明らかにし、その解決に向けた個別支援や介護予防事業での健康教育を一体的に実施をさせていただきます。

母子保健事業につきましては、産後うつの予防や母子とその家族の健やかな子育て環境の整備を図る産後ケア事業に、育児・家事支援も提供できる体制を整備し、切れ目のない総合的な子育て支援に取り組んでまいります。

本町医療の拠点である町立病院におきましては、外来・入院・在宅医療・健診等の通常業務はもとより、新型コロナウイルス感染防止対策に力を入れ、町民の皆さんの安心・安全を守ってまいります。経年劣化した機器設備を計画的に整備し、「地域住民から信頼される病院」の基本理念のもと、地域医療の中核として良質な医療の提供に努め

てまいります。

良好な住環境の確保であります。

住宅施策では、定住促進・転出抑制対策として、子育て支援住宅及び若者定住促進住宅の整備に向けた基本設計等に取り組むとともに、町内で住宅を取得する若者に対する支援を継続して実施してまいります。

空き家対策につきましては、空家等対策計画に基づき、地域の方々と空き家情報の共有を図りながら、現地調査を行い、所有者等に適正な管理の働きかけを行うとともに、所有者等が自ら行う危険空き家等の解体に対し、解体費用の一部助成に取り組んでまいります。

新たな人の流れの形成でございます。

移住交流につきましては、引き続き、地方への新しい人の流れをつくるため、総合的な相談窓口の設置や、本町の特色や充実した移住支援策、保育料完全無償化をはじめとした、手厚い子育て支援施策の積極的なPRを行ってまいります。

また、充実した各種支援策の情報に加え、住まい、働く場、子育て・教育環境の情報から、町で生活する具体的なイメージをSNSで発信することで、若者の転出抑制強化・地域定着につなげてまいる所存でございます。併せて、国・県と連携した移住定住に対する経済的な支援制度等を活用し実施してまいります。

さらに、首都圏白鷹会や、仙台しらたか会、山形市・白鷹ふるさと会の支援を行うとともに、縁のある新潟県長岡市栃尾地域、宮城県気仙沼市などとの交流や災害相互応援協定を締結している自治体との交流を推進しながら関係人口の拡大を図ってまいります。行財政改革の推進であります。

行財政改革につきましては、第6次行財政改革大綱に基づく行動計画を着実に進めるとともに、第6次白鷹町総合計画に掲げる施策を効率的、効果的に実現するための組織・人づくりを進めてまいります。

以上、令和4年度の施政方針を申し上げましたが、本町のさらなる発展と住民福祉の向上に向け、全力を傾注してまいる所存でありますので、町民の皆様並びに議員各位には、より一層のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、予算案の概要につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時55分といたします。

休 憩 （午前10時38分）

再 開 （午前10時55分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

続いて、所管ごとに各会計予算の説明を求めます。

初めに、一般会計予算、十王財産区特別会計予算について、総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） [令和4年度白鷹町一般会計予算書を朗読して説明した]

[令和4年度白鷹町十王財産区特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（今野正明） 次に、下水道特別会計予算、農業集落排水特別会計予算及び水道事業会計予算について、上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） [令和4年度白鷹町下水道特別会計予算書を朗読して説明した]

[令和4年度白鷹町農業集落排水特別会計予算書を朗読して説明した]

[令和4年度白鷹町水道事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（今野正明） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、町民課長、衣袋則子さん。

○町民課長（衣袋則子） [令和4年度白鷹町国民健康保険特別会計予算書を朗読して説明した]

[令和4年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（今野正明） 次に、介護保険特別会計予算について、健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） [令和4年度白鷹町介護保険特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（今野正明） 次に、町立病院事業会計予算について、病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） [令和4年度白鷹町立病院事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（今野正明） 以上で各会計予算の説明が終わりました。

令和4年度施政方針並びに各会計予算9件を一括して総括質疑を行います。

なお、第1次質疑は登壇して行ってください。9番、山田 仁君。

[9番 山田 仁 登壇]

○9番（山田 仁） 令和4年度の予算審議に当たり、施政方針に関わる基本認識について、総括質疑として2点について質問させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

当町においても、新型コロナウイルス感染症、オミクロン株と言われる変異ウイルスによる感染が、幼児・児童を含み断続的に発生が見られる状況下にあります。今後、子どもたちの心や教育の問題、医療現場の問題、そして経済の問題、様々な分野において難しい課題に向かい合わなければなりません。当町の新型コロナウイルス感染症対策については、感染症対策本部及び緊急経済対策本部を設置して様々な対応をしてこられたと思いますが、町長は、ここまでどう総括しているのか伺います。

次に、少子化対策について伺います。

令和2年度に実施された国勢調査の結果、当町の人口が1万2,890人と公表されました。今日、我が町が抱える諸課題の根源は人口減少にある、こう言っても過言ではありません。施政方針において、特に少子化対策をあらゆる分野で、あるいは関連づけて対策をやろうとする意欲が見られ、この点は大いに評価いたします。

町長は、令和4年度において、何に一番力点を置くのか、また意図することは何か、お伺いします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 山田議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策ということになるわけですが、この件につきましては、先ほど施政方針でも申し上げましたとおり、令和4年度の重要施策の1つとして取り組んでまいりたいと思っておりますが、その前に、第2期健康と福祉の里構想というものを、私どもとして何とでもつくり上げていきたいと。やはり町民の安心安全という部分については、今回のコロナ対策の中では、町立病院の果たした役割というものは非常に私は大きいと評価しておりますので、この辺については、改めてその視点を持って対応してまいりたいと思っているところでございます。

やはりそのような内容を進めていくに当たりまして、我々は、まさかコロナというようなものが、この時期にあると思わなかったわけですが、いかにその健康ということに焦点を絞ってきたわけですが、やはりコロナということに、未知のウイルスと闘うということでありましたので、我々は積極的に国の情報を導入しながら、そして対応を図ってきたということでもあります。

一昨年ですか、令和2年12月に新型コロナウイルス感染症が報告されて以来、一時的な収束の兆しはあったわけですが、ウイルスという、私は内容的に研究者ではありませんので分からないのですが、ウイルスがとにかく変異をすると、常に変異するというのを繰り返しながら現在に至っていると、今オミクロン株というわけですが、またオミクロン株が変異をしていると。ステルスだということが言われているようでございますが、そんな状況の中で、やはり私どもとしては取り組んできた内容が、皆さんご案内でありますとおり、いかに早くワクチン接種をするか、このワクチンに対してはいろいろな考え方を持っている方がいらっしゃいますので、全てということは申し上げませんが、ワクチン接種に取り組んできたということでもあります。

この件については、地域の皆様方から大変なご協力もいただきました。本当に順調に進ませていただいたなという結果として、私は、最小限に抑えられているのではないかと、これはあくまでも私の立場でということしか申し上げられません。専門家でもありませんので言われたいわけですが、私は間違いなく、やはり確実に最小限に抑

えられているのだなということは思っています。

ただ、やはり残念なのは、小中学校の卒業式あるいは入学式等々、地域のいろいろなイベントなどについても中止や延期を検討してみたんですが、やはり中止せざるを得ないというような状況が来たということは、やっぱり地域活動、どうしてもやはり停滞する、それが当たり前になってきた場合どうなるんだろうという、やはり不安はあります。

今回の、実は令和4年度の予算におきましても、不安は持ちながらも、必ずイベント的なものをやれるということでの予算編成もさせていただいたところでございます。ただこれも、実質、状況を見なければ分からないということでもあります。

それからワクチン接種、3回目、6か月後ということになってやらせてもらっているわけですが、これについても、今の段階では大きな課題もありませんし、本当に地域の皆さんからご協力いただいて順調にさせていただいておりますが、残念ながら、やはり不安は小学生、10歳から15歳まで、その年齢について、アンケートを健康福祉課で取っておりますが、希望者が500人前後と聞いております。

この辺のことで、もし万が一、感染した場合にどうなるのか。やはり副作用が非常に怖いということもあるようでございます。SNSを見ていますと、ワクチンで亡くなったというものを隠しているのではないかなということが出ている部分もあるのです。そういうことは私はないと思っておりますが、理解をいただくような努力はしていく、そして3回目の接種をしていく必要があるのではないかなと思っております。

それから2点目の人口減少でございます。

人口減少については、本当に町としては最重要課題として捉えさせていただいております。地域の中で、いろいろな自治体の対応としていろいろなことをやっておりますが、1つはまず、授業料を無料化するとか、それから医療費を無料化にするとか、給食費を無料化するとか、いろいろやっているところがありますが、本町は新年度から保育料の無償化には取り組んでまいりたいと思っております。本当にこれで経済的な軽減にはなるわけですけれども、これが決定打となるようなものではないと思っております。

やはり決定打となるようなものを進めていくには、住宅政策が大きなポイントになるのかなと思っております。その住宅政策というのは、いかに自分たちの働いたもので、自信を持って、我々がお勧めできるような金額での家賃を設定できるかどうか、こういうことではないのかなと思っておりますが、やはりアパート経営とか借家経営というのは民間が基本的にやるものであります。我々があまり深入りすべきではないとは思っておりますが、そこまで介入しなければ、今、長井のほうにアパートを借りて白鷹に通われているという方も相当いらっしゃると思いますので、この辺については非常に微妙でございますが、やはり働いている場所、あるいは泊まる場所、泊まるというか自分のうちとして生活できればというものをセッティングしたときには、そういうことが必要なかなと思っております。

ただ、民間の事業を圧迫するようなことは、行政はできないわけですから、当然納税をしていただいているわけですので、これについては非常に難しい、バランス的なもので難しいものがあるのではないのかなと思っていますのでございます。

このようなことを、常に我々としては情報を公開して、町としてはこういう取組をやっているんですよということで、地域の皆様方からご理解をいただきながら、やはり取り組んでいくしかないのかなと思っていますのでございます。

白鷹は、県内で多分2番目だったと思うのですが、高校生までの医療費無料化については、すごい評価が高いんです。評価は高いんですけども、そこで白鷹に住みたいというところまで行っていません。残念ながらやはり、その辺については皆さんといろいろな議論をしながら、皆さんからのいろいろなアイデアをいただきながら取り組んでいくしかないのかなと思っていますのであります。

以上、総括質疑の答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 山田 仁君。

○9番（山田 仁） 初めの新型コロナウイルス感染症対策でございますけれども、いわゆるアフターコロナに向かうに当たって、3回目のワクチン接種、これは大変な重要課題だと申し上げる上で、特にあと感染が進行形であると考ええると、町民がちゅうちょなくPCR検査、抗体検査ができることが必要だと考えますけれども、これらは今の病院で盤石なのかどうか、まずこの辺について最初お伺いしたいと思います。

あと、2番目の少子化対策の中で、いろいろな現役世代に対する対策は他に先駆けて実施されているところは結構だと思いますが、例えば現在好評であります子育て住宅支援、これらについて今期も計画がありますけれども、若干もう少し踏み込んで、もうちょっと拡大するようなことで考えられないのか、この辺についてお伺いします。

○議長（今野正明） まず初めに病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） PCR検査について、町立病院からお答えさせていただきます。

当院におきましては、平成2年12月に、院内で検査をできます簡易な、精密まではいかないのですが、ほぼPCR検査と同等の検査機械を導入いたしまして、院内でPCR検査の対応をしております。

現在は、今年度に入りまして1台増やしまして2台で対応を行っておりますので、若干感染が蔓延した時期につきましては、試薬等の不足によりまして対応しきれなかった時期が若干ございましたが、現在におきましては、ほぼ希望者に対して対応できている状況でございます。

料金につきましては、自費ですと1万5,000円の設定をしておりますが、町民の方で65歳以上、または基礎疾患がおありの方につきましては町から全額補助になりますので、無料で検査できる状況です。それ以外の町民の方は1万円補助していただけますので、

5,000円で対応してございます。それについては自費検査でございますが、あらかじめ予約をしていただきますと、ほぼご希望どおりに検査対応ができる状況でございます。

ほかに、発熱などの症状がございました場合には、あらかじめ電話をいただきまして、当日のうちに発熱外来での診療を行い、その日のうちに検査対応をし、その日のうちに結果が出るというふうに、なるべく患者様のためになるような対応をしてございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 本当に町立病院、ありがたいなと思ったのは、私も先ほど冒頭に申し上げましたように濃厚接触者ということになりまして、やはり一回確認をしろということでありましたので、私ども夫婦として病院にお尋ねいたしました。その場合には、やはり病院全て私どもの情報を持っておりますので、当然私は基礎疾患を持ちながらの70歳を越えているということでありましたので、大変丁寧に、夜遅くだったんですが、全部PCR検査していただきまして、それからしばらくしましたら陰性だということでありましたので、大変本当に町立病院があつてのありがたいこととはつくづく感じさせていただいたということでありました。

2点目の人口減少についての対策で、住宅政策ということであります。先ほども申し上げましたように、我が町は民間でアパートをといいますか、住宅をやっている方が相当いらっしゃいます。やはりそういう方々は、やはり自分で投資をして回収をしなければならない。投資したこと、あるいは収支についてですけれども、必ずやはり、私どもとして納税をしていただいているということでもありますので、そういう方々に対して税金をつぎ込みやっていくということは、非常に慎重にならざるを得ない。

住宅政策で、子育て支援住宅ということがあります。中学生を過ぎれば出なければならないということ、その出る方が白鷹町で定住なさっているのかということでもあります。やはり定住なさっているというケースは非常に少ないというようなこともありますので、非常に難しい部分がございます。

要望としてあるのはやはり、今山田議員からもお話がありましたように、安心して住める場所というのは、要するに所得に見合った部分の住宅費といいますか賃貸料ということになればいいわけですが、なかなかそれに見合ったような数字ではないということもあります。

この辺については、私は一概に、こういう対策をやっていききたいということを行うことはなかなか難しいと。なぜならば、空き家のいろいろな問題についても、いろいろお世話になっているのはそういうアパート経営をなさっている方々からも応援していただいています。その辺を考えたときに、私は簡単に、住宅政策として子育てを支援するようなことでやっていききたいという思いはありますけれども、直ちにそれに取り組むということは、非常に町全体のバランス、公平さを考えたときには、やはり慎重に構

えながらも取り組んでいく必要があるのかなと、今は認識をさせていただいているというところでございます。

○議長（今野正明） 山田 仁君。

○9番（山田 仁） 最初に新型コロナウイルス感染症の関連でございますけれども、今町民の皆さんの最大の懸念は、業種は問わず事業継続ができるかどうかと、こういうことだと思います。支援や相談など、具体的に考えていることがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 非常に難しい、事業展開をやっているのは、それぞれの経営者でございます。そういう方々をご支援申し上げるといことは我々としてもやってはいきたいと思いますが、具体的にどこまで我々はそこまで踏み込めるのか。事業計画、事業経営ですから。私どもとしては、やはりそういう方、クラスターが出ないように常にマスクをしてアルコール消毒をしながら、そしてドアを開けながらといいますが、換気をしながらとか、そういうことをやはりやっていくしかないのではないかと。

事業を継続していくということに対しての我々行政として、やはりPRということでやっていくしかないのかなと思っているところでございます。

○議長（今野正明） 山田 仁君。今回だけ特別に。議長が認めます。

○9番（山田 仁） 最後、あとまとめて終わりにします。

特に1番の新型コロナウイルス感染症関係につきましては、コロナの感染が、現在進行形でもあるということですので、アフターコロナについてもしっかりと対応をお願いしたいと思います。

2番目の人口減少であります。これらについてはインパクトのある政策、特に移住問題なんかも絡めまして、それに見合う予算措置が功を奏して、町民が一人でも多くなるように願って私の質問を終わります。

○議長（今野正明） 山田議員の総括質疑を終了いたします。

総括質疑の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

休 憩 （午前11時50分）

再 開 （午後1時15分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

総括質疑を続行します。ほかにいらっしゃいますか。7番、小口尚司君。

○7番（小口尚司） 令和4年度の施政方針を受けまして、施策の1つである産業経済について総括質疑をいたします。

1つは、林業の成長産業化についてですが、本町では「白鷹町森林（もり）とつなが

る暮らしビジョン」に基づいて、伐って、使って、植え、そして育てる「緑の循環システム」の構築に向けて、また林業の産業化に向けて様々な施策を講じてきたものと認識しております。今後、さらなる成長産業化を目指していく上で、川上、川中、川下と、それぞれ課題もあるかと思いますが、どのような取組を行っていくのか伺います。

次に、地域産業の振興についてですが、生産年齢人口の減少などにより、業種や企業によって差があるものの、総じて労働力不足、また担い手不足の状況にあるものと認識しております。本町での労働環境をよりよく魅力的なものにするためには、どのような取組を行っていくのか。また、マルチワークの可能性とありますが、本町において、どのようなマルチワークをイメージしているのかを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 小口議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

林業の成長産業化ということですが、今までも何回となく、林業についてのご説明はさせていただいているつもりですが、改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

やはり私どもの町は、人工林率が非常に県内でも一番高いと言われているぐらいに、戦前、戦中、戦後と植林というものをしてきたところでございました。おかげさまで、それらに関わる事業としては、外材が入ってくるまでは非常に活況のあることでございましたが、外材導入になりましてから、なかなかそこまで到達していかないというような状況でございました。

特にそういうことが影響いたしまして後継者がいないと、要するに価格の低迷ということがあるわけですが、そういうことで林業そのものが衰退、放置、放棄という状態が続いてきたというところでございました。

しかしながら、私としては、以前にも申し上げたわけですが、25年の豪雨災害のときに西高玉地域の斜面の崩落等々がございまして、山林の大変な被害も出ましたし、結果的に現場に行ってみますと全然整備がされてないと。やはり整備がされてないのが当たり前であります。使えないわけですから、切って、製材して、逆にマイナスになるという状況では何ともならないということですが、現場を確認させていただいたときに、何とかこれを使う方法は考えられないだろうかということを考えさせていただいてきたということでございます。

国も相まって、いろいろな施策展開をなされてきたと。たまたま時代的な背景とうまく合った部分もございました。私どもとしては、やはり、我が町の森林資源を生かしたまちづくりをやっていきたいものだなということであったときに、森林環境譲与税というものが新しく制度として成り立ってきたということもございました。

それもそうですが、私としてはやはり、ストックヤードをどうつくっていくかと。要するに切った木をどうやってストックしておくかと。さらにはそれを素材として販売するような方向をつくれないうかということ、当時の林野庁と相談を何度か重ねまして、おかげさまで、私どもとしては木材乾燥センターをつくることができたということでありました。これは我々行政を経過しません、真つすぐ企業さんに直接支払われる補助でございましたので、それらも有効に生かしながらということでもございました。

そんな状況の中で、私どもとしては、今の時代で二酸化炭素、ゼロカーボンということではありますが、私どもの町の資源を考えたときに、新たに、例えば発電というものの1つの手段としてダムを造ってとか、なかなかそうはいかないと。1つの方法としては、やはり今ある端材を活用しながら何とかできないだろうかと考えているわけでもございますが、ただ、なかなかその辺まで到達はしていかないということでもございました。

今申し上げましたように、伐って、使って、植えるという一つの大きな流れもつくられるということをして、私どもとしては「緑の循環構想」ということでもあります。

ただ、今のやまがた緑環境税そのものが、やはり人口をベースにしている部分があるものですから、残念ながら、私どもの町には期待したほどの税の譲与はなかったということでもあります。だんだんそれも見直ししております。見直しもしておりますので、我々としては、ひとつそういうことやっていきたいということで、今本町がおかげさまで、この庁舎はもちろんですが、保育園もそうですし、コミュニティセンターもそうですし、改めていろいろな施設に白鷹町産の素材を使っていた施設なども出てきているということ、本当にありがたいなと思っているところでございます。

ただ、これが年中使えるような施設があればいいわけですが、それだけではないと。やはり我々としては、どうしてもこれから町内の、あのすばらしい素材を生かしていくということになるときは、やはり販路をどうやって求めていくかということでもあります。当然、今までもいろいろなつながりの中で販路というものは確保させていただいてきたのですが、これでは毎年、ある程度の決められたといいますか、我々が目標とする立方ははけないということもございまして、それをはけるためにはどうするかということで、大分中央の方々との話合いもしてまいりました。このたび、中央の大手業者と話がほぼまとまりまして、我々行政とは直接つながりを持つということはないわけですが、我々は施業計画なり、いろいろな計画の中には当然ありますが、そういう中で中央の大手業者と手を結び、新しい会社を白鷹町につくるということになっております。

やはり、素材の販路というものをしていきたいということでございまして、素材が手広く、白鷹町産材が手広く販路が開ければ、確実に我々の取り組んできた内容が間違いなかったと言えることをつくっていくことができるのではないのかなと思います。

当然、白鷹町の公共施設については、これからもやはり木材というものはしていくわけですが、やはり物によってはそれだけはいかないわけです。どうしても、やはり鉄

骨を使わなければならないということもあるわけですし、それはそれとしながらも、白鷹の素材を生かした、森林資源の素材を生かしたものをやっていきたいなと思っており、例えば鮎貝の小学校の裏の教育の森に関しても、すばらしい広大な面積があるわけですが、ただ、あそこの持ち主であります鮎貝自彊会さんが果たしてどうなのかとなりますと、鮎貝自彊会さんそのものが運営に非常に窮しているような状況でございます。

やはり、そういう勉強する場を、どうやってこれから確保していくのか。例えば、行政として、あそこの土地を譲っていただいて、教育の森としてさらに進化をさせていくかという1つの方法もあるわけですが、この辺については全体を考えながら取り組んでいく必要があると思っています。

それから、副読本などをつくりながら、子どもたちに森林の大切さ、我々は物としての考え方なのですが、やはり森林は二酸化炭素を吸って、そして酸素を吐き出すという、生きているという部分がありますので、この辺についての、我々としてカーボンニュートラルを生かしていくには、そういうことも可能性があると思っています。

それから、地域産業の振興という中でのマルチワークにつきましては、実は島根県が一番最初に取り組まれたということでございまして、現在の衆議院議長細田さんが一生懸命取り組まれた内容でございます。恐らくこれを一番活用しているのも、間違いなく島根県ではないのかなと思います。

我が山形県では、小国町でございます。これは、例えば登録された方が安定して働くということのために労働力として登録する、そこから派遣をしていくと、基本的にですね、派遣といいましても、ちゃんとその人は、マルチ企業、事業協同組合の職員として働いているということの流れでございます。

非常に、我々が今まで体験したことないような取組の中での体制なものですから、非常に不安はあります。要するに、仕事が果たしてそこまであるのかどうか。そういうものをつくっていかうということでございますので、我々としては、例えば農作業のときには農家に、あるいは組織に、マルチワークで登録された方を派遣する。そして、今度企業のほうで、忙しいときには企業のほうにやると。それで生活ができるかどうかということが一番の問題になってきますので、今はいい制度で、いろいろな支援制度もありますけれども、本当にこれが、そういうふうにわたって続くのかどうか。私としてはまだまだ、そうですかと、今言えるような状況ではない部分がありますので、慎重にはやっていきたいなとは思っておりますが、例えば観光のことをひとつ例にとってみますと、夏場は結構いろいろな仕事があるわけですね。イベントもありますし。冬期間、果たしてそれがあのかどうか。その部分が、企業さんでそれを引き受けてくれるようなつながりを持たせるのかどうか、その辺はちょっと私もまだ把握もしていない部分もありま

すので、非常にその辺は流動的な部分があるのではないのかなとは思っています。

1つの制度としてこれはありますので、その制度をうまく活用するには、そこまで掘り下げていって、本町のプラスになるような考え方の中でうまくさせていただければありがたいなと思います。

一番今あるのは、漁業をやっている方もありますし、それから農業のほうでもありますし、その他の業種というものが、なかなかうまくネットワークが組めないということが、うまくマッチすればいいわけですが、ミスマッチになってしまうと、その人自体もなかなか思うように生かせなくなりますので、この辺についてはうまく流れるようにしていきたいものだなと思っているところでございます。

今、やはり森林については先ほど申し上げましたような、森林環境譲与税をうまく活用していきたい。そして、これから町の資産として考えられるような森林にしていければなと思っているところでございます。

それから、特定地域づくり事業協同組合については先ほど申し上げましたように、本人がやりたいというときに夢が持てるような事業協同組合になるのかどうか。ただの労働力になってしまっただけでは、やっぱり本人の夢はないと思いますので、その辺をこれから研究していく必要があるのではないのかなと思っているところでございます。

小口議員の総括質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（今野正明） 小口尚司君。

○7番（小口尚司） 1点だけ、先ほどお伺いした部分について答弁をお願いしたいと思いました。というのが、本町での労働環境について魅力的なものにするために、どのような取組を行っていくかという部分について答弁いただきたいなと思ったところでした。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） どういう働きやすい環境で、そして本人がどうやって保証されているかということだろうと思いますが、果たしてそこまでうまくマッチングされるかどうか。これについては今、具体的にどういうものがベターなのかとかまでは、ちょっとお答えするには少し大変な部分がありますので、例えば、アンケートを今までもやっておりますので考えていきたいというところはあるわけですが、ただ労働力だけでは夢が持てないと私は思います。島根県の海士町が中心となってやっているところは、漁業等の組合せですが、やはりあそこは観光とのつながりもありますので、そういう流れをうまくつくることのできたということで、それが一つの起爆剤になった。

では、今小国町さんでやっている状況を見ますと、企業さんで人が足りないから欲しいと。ところが、今農業の部分で欲しいということになったときに、うまくそれをつなげることができるかということですね。この辺についてはもうちょっと研究、そしていろいろな話をしていまないと、方向性は見出せないのではないのかなと思っておりますので、あまり焦らず、私としてはあまり焦らず地道に確かなものを求めていきたいな

とされているところでございます。

○議長（今野正明） 小口尚司君。

○7番（小口尚司） 様々な角度から説明をいただきました。

先ほど山田議員からも、コロナ感染症の影響の質問があったわけですが、産業経済の分野にも大きな影を落としている状況ではないかなと思うわけです。その中で説明いただきました林業の成長産業化については、県内でも先駆的な取組でありまして、本町の産業振興に活力を与えられるものと思います。ぜひ民間事業者と共に連携しながら、ぜひさらなる成長化を目指す取組に期待していきたいなと思ったところです。

また一方で、労働力不足、担い手不足は少しずつ深刻化しているように思われます。県内の有効求人倍率は、直近の令和4年1月の数字で1.5倍、長井管内では1.65倍となっているようです。それに対し、県内の新規高校卒業予定者の就職内定状況を見ると、求人数が昨年1月比較で373人多い5,629人だと。それに対し就職内定者数が1,988人となっているようですが、求人数を確保できない状況にあるようです。その対応策として、企業さんでは外国からの労働者の受入れを行ったり、またデジタル化やAI化で省力化を進めているものと承知をしております。

このような状況下で、さきに述べた林業の成長産業化を含めた町内の産業を振興していくためにも、労働力の確保が不可欠だと思うわけです。また、答弁いただきましたマルチワークの可能性に向けた調査の際にも、このことについては1つ頭に置いておく必要があるのではないかなと思うわけです。

ちなみに別の視点になりますが、昨年、県の「やまがた農業ぷちワーク」の1日農業アルバイトアプリ「daywork」での生産者側の求人募集とアルバイト希望の応募者とがマッチングしての就労が意外と多くあったそうです。双方にメリットがあったと聞いておりまして、ちなみに本町でも、このアプリを使つての事例があったようです。

このように、労働に対する価値観も多様化していく中で、労働力を確保しながら、将来にわたり本町の産業を振興し経済を発展させていくために、大きなテーマではありますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） コロナということが、当然外食産業が、本当に残念ながら振興ができなかったということで、農産物が本当に残念ながら、うまく消費していただけなかった。特にお米に関しては、残念をはるかに通り越していると。いろいろな自治体においては輸出ということも考えているようですが、これすら一時的なものなのか長期的展望の中でそこまでいくのかどうか、非常に課題があり過ぎると私は思っています。

例えば、リンゴの産地であります隣の朝日町さんでは、輸出に力を入れていきたいとか、いろいろな取組をやっておりますが、それには相当な努力と経費がかかるということでありまして、相当厳しいと。米についてもやはりご案内のとおりであります。残念

ながら、コロナというものはそういう農産物の消費を含めたいろいろな面での阻害要件になったなど認識をしているところでございます。

実は私、去年だと思ったのですが、去年の何月からちょっと忘れましたが、秋口なのですが、まず、おばあちゃん方と話し合いをする機会をいただきました。その後、お母さん方と話し合いをする機会がありました。そこで出てくるのは孫あるいは子どもを連れてきたいんだけども稼ぐ場所がないと、全然働く場所がないという話だと。私、この前たまたま企業さんの幹部の方々とも話し合いをする機会をいただいていたものですから、いつでも募集していますよという話だったんです。

実際に何をしたいのか、何をさせたいのかいうことを聞きましたところ、やはり自分の思ったものが、自分で働きたいと思ったようなものがないということなのか、ばあちゃんなりお母さん方が思っているようなところに勤めさせたいのか、なかなかその辺は分かりにくい部分がありました。

確かに今、小口議員がおっしゃるように、担い手も非常に厳しい状態ですし、労働力も足りない、不足していると。ある企業さんでは、もう全国レベルで募集しているということでございます。それが先ほど申し上げました、山田議員にもお答えしました、働く方が自分として住む場所がなかなか確保できないと。それが長井市さんに相当行っていますよということは、私どもも伺っていますし、それは企業さんからもそういう報告はいただいているということでございます。

それはそれとしましても、労働力を確保するために何が必要なのかと。例えば飯豊町さんにあります株式会社デンソー山形が、今700から800人いると思ったのですが、そこはほとんど自分たちで宣伝を重ねてというのがなくて、ほとんどやはり自らの意思で働きにおいでいただけるということございました。

それが特別単価がとんでもなく高いのかというと、そうでもないというお話でもございました。では何が魅力かってやはり安定的なものとして、これは女性方でございますが、そういう企業さんが非常に興味があるということで、申込みも非常に多いということだそうです。そういうようなこともお聞きいたしました。

我が町で果たしてどういうふうにしていくべきなのかと。労働力を確保していききたいという中でも、なかなか確保できないと。そのために、マルチワークということも1つの手段であって、これが全てを解決するものではないだろうと。農業とうまく企業さんが結びつくということも、私はゼロではないと思いますが、非常に価値観が若干違う部分があるのではないのかなと私自身は思っております。

そういう面で、我々はやはり働く場所があるかないとか、白鷹町には十分にあると、働く場所。ただ自分が追い求めている仕事があるのかどうかということについては、やはりそこは議論が必要なのかなと思いますし、ある立場から言えば非常に残念ながら、そこまでの選択をしていただけるまでになっていないと言わざるを得ないのかなと思う

部分もあることは事実でございます。

ということは、しらたかまち企業ガイドブックという中で、毎年、白鷹町商工会さんを中心に出しておりますが、それを見て私来ましたという人は、まず私は聞いたことないんです。いろいろなところに配っているようでございます。その中の何に魅力を持たせていくかということでございます。意外と新鮮な形で効果があったのは、町報で毎月、今は1名だと思ったのですが、かつて2名ずつ出しました、一時。これはやはり、町民の皆さんのみならず、おばあちゃんなり、おふくろさんなりが見て、紹介してやったということもあったようでございます。

だから、その辺でもう一通り企業も回ったものですから、果たしてこれからどのようなものがより効果があるのかということは、私もちょっと見えない部分もありますから、何とも言えない部分もあるのですが、やはりそういうものといろいろなチャンスを、これだということを決め打ちをしないで、いろいろなものを組み合わせて、そして労働力も確保する、そして、やはり中央から移住をしてきていただけるというような環境は取っていくべきでないのかなと思っているところでございます。

答弁になったかどうかなのですが、そういう考え方で、少しでもお役に立つように頑張らせていただきたいと思います。

○議長（今野正明） ほかに総括質疑はありますか。11番、関 千鶴子さん。

○11番（関 千鶴子） 令和4年度の施政方針に関し、次の3点について質問いたします。

「空き家対策につきましては、空家対策等計画に基づき、地域の方々と空き家情報の共有を図りながら、現地調査を行い、所有者等に適正管理の働きかけを行うとともに、所有者等が自ら行う危険空き家等の解体に対し、解体費用の一部助成に取り組んでまいります」とあります。

また計画では、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、または著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、そのほか周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等を特定空家等と定めているようです。

今年は、今までにない大雪に見舞われ、屋根の軒先が雪の重みで壊れているのを見かけますし、雪解けとともに、こういった家屋の被害の全容を見るものと思っているところでございます。特に、以前より空き家になっているところでの状態を注視しないと、思っているところでもございます。

そのような中で、特定空家等を減らす対策についての考え方を伺います。

次に、2011年、平成23年の東日本大震災以降以降、平成25年、26年の豪雨災害、そして令和2年の豪雨災害、今年のような雪害といった自然災害が頻発化しています。一方、白鷹町では平成23年2月に、当時の26地区に自主防災組織が組織されました。そして、

平成27年には、25年、26年の豪雨災害時の水防活動、住民の避難誘導、避難所の開設などの取組が評価され、白鷹町防災組織連絡協議会が、防災功労者防災担当大臣表彰を受けるといった経過があります。

地域防災力の充実強化とありますが、町内の自主防災組織の活動のさらなる発展のために、どのような取組を考えておられるのでしょうか。

次に3点目です。既存の組織も新会員の入会がなく、会員の減少そして役員の成り手の確保が難しいといった課題を抱えて久しいのではないかと認識しております。

「生涯学習振興計画に基づき、町民ニーズに沿った、より多様な学習機会の創出を図るため、引き続き住民自らが企画し実施する自発的な生涯学習活動の支援を行ってまいります」とありますが、この支援の在り方について考え方を伺いたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 関議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

まず空き家でございます。空き家についても何度かご質問もいただき、まだまともな法律もない段階から、法律ができたり、少しずつ充実はしてきておりますが、それをはるかに超えるスピードで空き家が、もうどんどん膨れ上がっているという表現はおかしいのですが、出てきていることも事実でございます。

毎年、私も一緒に現場を回らせていただきながら対応をさせていただいているつもりなのですが、まず空き家の件数が400、大体500件ちょっと少ないという498件ということであります。危険性の高い空き家が76件、これはこの冬の前の話でございますので、実際に冬を乗り越えたときに、今関議員がおっしゃったように、果たしてそのまま残っているかどうかですら、正直、今の段階では分からないということでございます。

まず本当に危険、何とかしなければならぬというのは、今三十五、六件あるはずでございます。その方に対しては、議員ご案内でありますとおりの解体の助成をしたり、いろいろやっているわけでございます。私どもとしては、今固定資産税が当然かかりますので、固定資産税の課税の段階で、そこに空き家がこういう状態ですよということを一筆入れて、できるだけ解消してほしいということをやっているんですが、税金は納めていただきますけれども、空き家に関しては一切回答がないと。電話をしますと、1回目出るのですが2回目はほとんど、023885ということから出ると、ほとんど出ないという状況でございます。

残念ながらそのようなことでございまして、1つはやはり所有権がいろいろな形にあるということです。関議員さんから前にご質問いただいた、ちょうどお近くの小屋でございますが、我々も危険だなと把握はしていますけれども、相続がなっていないものですから、どなたが今どうなっているのか全然分からないと。何人も相続権が発生していると、そういうことで、我々としても手の下しようがないという状況でございます。

やはり所有権というのは最大に尊重される部分でございますので、特定空家だから行政に全てお任せしますよという法律にはなっておりませんので、残念ながら、やはり今の段階では課税が今度今、前のように白鷹町で進めてきたような、たまたま代表者の方にとということにもいかないと。それぞれやはり権利の方々にお送りしなければならない、そういうことで、空き家がそういう形に、もう何十人も相続人がいるとなったときに、課税したほうがいいのか悪いのか非常に微妙です。課税は、我々としてはできる限りのことはやっていますけれども、そんなこともございまして、非常に難しいものがあります。

本当に、これからは、相続はしなければならない、土地も含めてですね。今度法律が改正なりまして、これがやはり定着するまでは、私は10年以上かかるのではないのかなということでもあります。

毎年、面白いほどですねマスコミに、どここの町が課税ミスだというのがいろいろな形が出てくる。それは当然の話だと私も思います。逆に、できるだけ課税を少なくするためにやっていきたいなと思っても、協力をしていただけない。やはり、あるいは所有者が誰だか分からないというケースが非常に多いということもございます。

何とか、これからも特定空家を減らす方法を、ぜひやはり法律を変えるしか私はないと思うのです。例えば行政が行政執行をやる場合に、要するに代執行する場合に税金は使わせていただけますけれども、地権は除去できるということです。ですから、我々が税金を使わせてもらえるような環境にはなっていないと。やはり今の手続としては、一つずつクリアしていくしかないという状況でございまして、例えば、場所は言いませんけれども、ほとんど骨組みだけ残っているというところも、現場を見てきております。その方と私、全然知らない人でないものですから、その所有者と。一回、先ほど言いましたように電話させていただきました。残念ながら1回は出たのですが、その後は一切出ません。残念ながら、やはりそういう状況でございまして。ということは、隣に住んでいる人が風が吹くたびに建物のパーツが飛んできて非常に危険だと。親戚がいらっしゃるようですが、親戚とは一切関係を絶っているということでありましたので、非常に微妙なところがありました。

私としては、何とかこの空き家の把握はしていきたいと思っておりますけれども、かなり厳しいと。今回の豪雪においても、ある場所については私、実際現場に行って驚いたのですが、前にも話したこと、多分、答弁させてもらったことあると思うのですが、正面ははちゃんとした小屋です。後ろは何もない。全部雪の重みで落ちていると、そういうことがあって、何とか我々もできる限りのご支援をさせていただきますから解体しませんかと。あれは俺の小屋であって、おまえに何も言われる必要ないと。この間も物を入れただけだと言われれば、全くの小屋なのです。我々では、もうこれ以上中に入るということは、その方の資産でありますので、それ以上は入れない。

それからもう1件のことを申し上げますと、少し傾いているところです。それが倒れた場合に、町道に迷惑をかける可能性があるものですから、私どもとしては何とか解体してほしいということを申し上げました。そうしたら、何て返事が来たかというとおまえたちに言われる必要もないし、そんな失礼なこと言うなど。誰が考えてもその小屋に上がれないのですよ、斜めになり過ぎて。俺はこの間、物を置いただけと言われますと、小屋として使っているという実態がありますので、それ以上のことは言えない。

実は、こういう件について我々が対応していくときに、失礼なことがあったり法的な瑕疵があったりしてもまずいものですから、今私どもの町の顧問弁護士の先生とも相談をしながら取組をしているのですが、やはりこれ以上のものはないというのが実情でございます。

今後におきましても、そういう議員からご指摘あった危険な空き家をできるだけ減らす努力をしていきたいと思っていますので、やはり親戚とか何かを頼っていくしかないのかなと今思っているぐらいです。そういう方法をうまく活用させていただきながら取り組んでまいりたいなと思っていますのでございます。

ただ、あくまでも財産ということでもありますので、簡単に行政がそこに入り込むということは難しい部分があるということも、何とぞ実態でありますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、自主防災力といいますか、これに関しましては、ご案内にありますとおり、やはり東日本大震災のとき、あのとき一番驚いたのは、やはり自助ですね。自分で自分を助けると。そしてあと近所ですね、ご近所さん、助け合い。それから共助、今度は地域という少し大きな面でございます。それから、公助ということになるわけですが、私はそのとき驚いたのは、前にも答弁させてもらったことがあるのですが、ある地域に行ったときに、おばあさんが新聞紙を丸めて、がんに丸めて、そしてそれを七輪に燃やして、それが炭のような状態になると。私初めてその現場を見せてもらったときにつくづく感じました。その集落では、一番白鷹町で早く、自ら防災組織をつくられた組織だったものですから、全部回ったと。そうしたら、やはり同じようなことを見てこられたということで、やはりあるお年寄りの知恵はすごいなと思ったところでございます。

それから、電気が来なくなって、こたつの中にペットボトルを入れて暖を取ったとか、これは本当に若い人では到底考えられない部分でないのかなと思ったのですが、やはりそういう中で一番喜ばれたのが、隣組はもちろんですが、地域の方が声かけに来てくれたと。2時46分ですから、もう3月の3.11ですから、本当に夜もあつという間に暗くなって、たまたまあの日は雪も降っていましたので、そのときに声をかけていただけるということが、非常に心強いと。安心できるということです。

例えば水害の場合は、一気に増水してうちを流していくということは、やはり法面崩壊とかそれしかありません、山腹崩壊とかしかないのですが、河川の影響で危ないとい

うことについては時間があります。それは避難をするタイムラグがあるということです。ですからそれは、当然我々もいろいろな情報をいただきながらそういう判断をさせていただきますので、やはり自分の身は自分で守るということで地域力としてしていただきたい。そういうことでやるしかないのかなと思います。

ただ地震だけは、何とも私は、対応は非常に難しいところがあります。一気に皆同じレベルになるということです。おかげさまで、今のところは東日本大震災の後は、地震は結構あるわけですが、避難せざるを得ないようなところはなかったということでありますので、これについては、私は、今のそれぞれ自主防災組織という、おかげさまで区長さんを中心に頑張らせていただいている組織体に、我々はすがってお願いするしかないと思っているところでございます。今後とも、そのようなことで対応をしていきたいと思っているところでもあります。

それから、人口が非常に少なくなってきているので、成り手がいないと。これはまさしく我々も本当に感じております。議員ご案内にありますとおり、町内をやめると、役ばかり回ってきて大変で分からないという場所もあります。それから、ある場所では、私どもはオリンピックですという方もいらっしゃる。オリンピックということは4軒しかない。4年に1回必ず役が回ってくるんだよというところもあります。ただ、お互いにそれを助け合わなければ、俺たちの集落はもちませんという認識の中で頑張っていらっしゃる。

やはりそういういろんなケースがあるわけですが、それはケース・バイ・ケースということで、我々でどこまでそれを応援していけるかということとは、またちょっと違った視点を持つ必要があるのかなと思っています。ただ間違いなく人口が減るということは、次の担い手が本当に少なくなっているということは事実でございます。

なかなか、特に今コロナなものですから、なかなか集まってみんなで話をしてやっていくと、組契約も中止だとかそうなってくると、本当に2年ぐらいやっていないと、隣の家どこだったんだべなんていうことまではいかなくても、なかなかそれぞれの家庭の動きというのは我々見えないというのが、これは私の町内でございますけども、そういうふうに捉えざるを得ない部分もあります。だからこの辺については、まず担い手を探すというよりも、今の組織体を壊さないようにしていくにはどうしていくかと、これが必要でないのかなと思います。

それから、当然山間部についてはかなり厳しいということだけは言えるのではないのかなと。今まで一生懸命頑張って地域をまとめてくださった方が、やはり体調不良で、残念ながらリタイアだとなると、その集落自体ががたがたになってくるというのを、私目の前で見させてもらっていますので、そういうことは本当に厳しいなと思っているところでございます。

そういうことを考えながら、実は地区公民館からコミュニティセンターにしたと。皆

さんとのつながりを、もっと密にさせていただきたい。そのための、我々としては運営できるような応援もさせていただいてきたわけですが、どうもなかなかそこは抜けきれないというのでしょうか、まだしてから日が浅いわけですから、それが簡単にいかない部分はあると思いますけれども、やはり人材というものも当然あるべきだと思うのですが、やはり今までもやってきたわけですから、私はそんなに大変な部分だとは思いますが、今のコミュニティセンターで、推進交付金などをうまく活用しながら頑張っていたらありがたいなと思っているところでございます。

これは人を増やすとか、それだけでは、例えばかつては地域担当者制にしようかと、いろいろ議論もしたことがありました。ところがやはり屋上屋を重ねることよりも、1つの組織にある程度責任を持っていただきながら、そしてそこに財政的な支援をしていくということが、地域を回すには一番でないのかなということなのですが、多分議員さんもお案内でありますとおり、あの当時、センターのいろいろな人事についてもいろいろなことがありました。そのときに、皆さんにお任せしますと言ったことが、今になってみると逆のことが起きていると。

この辺については、やはり一気に全部改革するということがいかならないと思います、そこに人が入っているわけですから。そういうことを重ねながら、一つの方向性をお互いに話し合いをしながら、少しでもコミュニティセンターがよりどころとなって、さらに地域づくりになることを私は期待を申し上げたいなと思っているところでございます。

そのようなことで、関議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

○議長（今野正明） 関 千鶴子さん。

○11番（関 千鶴子） 空き家に関してなのですけれども、やはり財産所有権がネックになるということは、ずっと言われてきたと思っています。ただ、現実的にどうにかしないといけないという状況を、ではどうするんだということがやはりあるんだなとは思っています。

まず、振り返ってみますと、私平成24年12月に、やはり空き家問題の質問をさせていただいて、1つは役場の中で総合窓口をどうするんですかという質問をさせていただいています。そのときは総務企画課ということでしたけれども、そこら辺も去年3月に策定された計画には、総合窓口は町民課なんですね。令和3年度になったら建設課だよという状況のようなので、やはりそこは中身で変わるということがあるとしたら、どこが担当なのかという周知は必要なのかなと思いました。

たまたまですけれども、2月の新聞の中で、川西町で略式代執行をされたということと、それは四、五年相続放棄までずっと調査をされて略式代執行で解体をしたという例でした。

最近では鶴岡市の例なのですけれども、これもやはり空き家管理条例を持っていて、その条例に基づいて、屋根瓦の飛散防止のための設置や雪で倒壊した空き家の引き倒し

などに市が476万円を使っているのですけれども、回収できたのは20万円だったということなのですが、やはりそこは、地域の方の要望とともに何とかしないといけないという中での判断だったのかなと思っています。

平成24年の質問のときに、私ちょうど多分、いろいろなところで管理条例をつくっていったんですね。見てみますと、その中でネットをすとか応急措置ですとか、あと代執行規定を条例の中に含ませていたというのをインターネットで見たのでした。平成24年のときの答弁の中には、条例を検討するということが書いてあって、やはり根拠となるものがないとなかなかできないのかなと思ったところです。

空き家対策の計画の中に、特に行政代執行、略式執行は、長期間の事務対応と税負担という公益性、公平性に関する問題があること、解体費用を回収できない可能性があること、所有者の責務たる財産の管理責任の放棄を助長するおそれがあることを考慮して、個別の事案に応じて、それ以外の手段がなく真にやむを得ない場合に限り実施することを原則とするということが、特定空き家等対策の中に書いてあるんですね。

でも、ここでもやはり根拠となるものがないとなかなか難しいのかなと思ったときに、やはり条例を設置するということなのではないのかなと思ったところです。そこら辺の見解をお聞きしたいと思います。

あと、2番目の地域防災力のさらなる発展というところでは、いつだったか3年くらい防災士を養成というか、あれも質問した覚えがあるんですけれども、防災士さんを養成したなという記憶があります。それは、補助金などもあったと思うので、町でどなたかがその資格を取られたのかなということは把握されていると思います。

その後も、私の何人か知っている方が防災士を取られていまして、その防災士さんに、先ほど町長がおっしゃった新聞紙を丸めたら炭になったとか、そういうことなども含めて地域の皆さんの意識の醸成に活用できるのかなと思いますので、防災士さんの活用の在り方についてもご答弁をお願いしたいと思います。

あと3点目の生涯学習の支援の在り方についてなのですけれども、やはり本当に難しいなと思います。どういう支援をすればいいのかと考えたときに、やはり何かをするにはお金が必要だということがあります。あと、それをする人がいないといけないということと、それをコーディネートしてくれるというか、少し手伝ってくださるところがないと、ある団体もなかなか維持できなくなるのかなと思うので、そこはやはりどういう支援をしていくんだという姿勢がないと、自主的な組織には支援しませんが自主的な組織が、ではいっぱいありますかという話になりますので、その辺はやはり考えていただかないといけないなと思っています。

生涯学習振興計画が3月に策定されるようですけれども、12月議会で説明があった資料を見ますと、社会教育主事ということも出ているようでした。これがそのままそうなのかわかりませんが、やはりこういう専門的な分野のスキルのある人がいたほう

がというか、その部分をできる方がいればいいのかなということを思います。

多分、社会教育主事は必置ではなくなっているんですよ、たしか。なので、その辺はあるかもしれませんが、そういった意味でどういう支援の在り方、財政的な支援でなくと私は思っているのですけれども、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） まず空き家に関して代執行をなされたというお話、川西町で2件やっております。ただ、必ず相手が分かるんです。誰に対して代わって執行するかということです。それが行政でやらせていただくから代執行になるわけです。相手が分からないというときにできるかどうか、これは非常に、相手が分からないときに厳しいと思いますし、それから所有権が何人にも発生しているというときに代執行というもの、それはやはり法律です。法律があって、そして条例の中で、もっとここまでうたおうか、細かいところですね、これは逆に言うと支援のほうなのです。条例では、支援ということはこのように、町としてはご支援しますよということを出すしかない。やっぱり条例はあくまでも条例です。やはり、法律がどこまで優先するか、それがようやく、相続というものは、これからは全部やっていかなければならないと。皆、今までもそういう相続をやりなさいということだったけれども、これは強制的でなかったということで、今になってみれば本当に持ち主が誰だか分からないという状態が続いているということです。

ですから、どうしてもあの条例でしていくというのは、我々が仕事をさせていただくのに、こういう応援がありますよと、こういう一つのやり方がありますよというときにしか条例というものは生きてこないだろうと、私はこれはそう認識をさせていただいております。やはり法律をどうやって定めていくかと。ぜひその辺は、国のほうに訴えていくしかないだろうと思います。

これは、もう私どもだけではない全国的な傾向ですので、それがようやく国土交通省で、相続というよりも、昔は全部家督相続ということでみんななったわけですがけれども、今はもうそこまでいってないわけですから、やはりそういうことがうまく流れるようにやっていくしかないのかなと思っていますところでございます。

それから防災関係について、防災士は全部町で把握をさせていただいています。防災士のお話も必要だというときにはお願いをしてやっていただくしかない。多分、山形県のまだ防災士の会長は梅津庸成さんと私は思っていますし、山形市は小野さんかな、多分小野さんがやられていると、非常に関議員と近い人ばかりでございますので、ぜひそういう部分も紹介をしていただきながら、実のある、防災士だから全部分かるということではなくて、なぜ防災という中に、判断は、その方々は実は責任が伴わない部分なのです。

我々が行政としてこうしてほしいというときには、1回発言したら、その責任は最後

までついて回ります。これは行政責任です。それから、この辺について先ほど申し上げましたように、地震のように一気に来た場合は、正直言って本当に皆さんと一緒に力を合わせてやっていくしかないですが、豪雨の場合は、やはり時間的タイムラグがありますので、我々としては、こういう方法があると。防災士の方々は、多分現場で一番活躍なされる部分だろうと思いますし、当然防災士だからいろいろな形があるわけですが、そんなことの中で、防災士は全部私どもで把握をさせていただいております。

あとコミュニティセンターの関係で、非常に今、消滅の可能性がある団体もありますよというお話だったんですが、ぜひ具体的に我々にご相談いただければ、どうしようもないものもあります、実は私どもの集落においても、もうこれ以上もてないということで、みんなで話し合いをして、もうなくなるという組織体もあります。やはりその辺については、非常に残念なことでありますけれども、ただ現実的に成り手がいないと。成り手が、誰か担当者がいたから出てくるということでは私はないと思います。やはり地域の中で自分たちもメリットがあるし、やはりみんなで継続したほうがいいのではないかというコンセンサスが取れば私はいいいわけですが、それは行政が入って、そういうものをつくるということでは私はないだろうと。相談は、私ども乗らせていただきますので、具体的にこうこうだよと。多分議員さんにご案内だと思うのですが、昔、たくさんのいろいろな組織がいっぱいあったわけです。ただ、いっぱいあったといえども、今のような数は多分なかったと思います、昔のほうが。ただ、町の中に大きな組織があって、その下部組織がそれぞれの集落にあったと、私はそう思います。

今、残念ながら成り手がなくなり、それで消滅をしていったというものも分かっています。例えば大変失礼ですけども、私が今70歳になっていますけれども、結婚した辺りは若妻会なんてあって常に誘われて、うちのあれ何だべな、出てばかりいるななんて思っておりましたけども、やっぱりそういう仲間が年とともに、今は女性の会というらしいですが、あの当時は婦人会といったものに格上げなっていくと、いろいろなものがあるって、必要性がどこまであるのか、そういうご相談をしていただきたい。残念ながら、今健康づくりでさえもなかなか思うようにいけないというのが事実のようでございます。

そういうことを踏まえながらやっていきたいと思っていますので、社会教育だとか何かということではなく、やはりみんなと話し合いをして、必要なものは頑張って直すべというところで取り上げていくべきでないのかなと思いますので、何かありましたら、いつでもご相談いただければありがたいと思います。できる限りの、我々も汗をかかせていただきますし、それに対する回答もさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（今野正明） 関 千鶴子さん。

○11番（関 千鶴子） 端的に申し上げます。

空き家対策については、やはり窓口がどこかというのは、後ろに区長さん方も何名かいらっしやいますけれども、区長さんはじめ、やはり全町の方が分かるような周知はしていただいたらいいかなと思います。

それと、防災士さんの件に関しましては、やはりどこかが音頭を取って、町内の防災士さんの団体とかそういうものをつくっていただいて、防災士さん同士での情報交換ですとか、あとは地域に要請されれば訓練のときにお手伝いするとか、講演をしていただくということが可能だと思いますので、そこはやはり行政が音頭を取らないと、なかなか自主的につくってくださいよということも待っていても進まないのかなと思いますので、その2点だけは要望ですけれども、回答もお願いいたします。取り組んでいただけますか。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 防災士については、私もかつていろいろな方々からお話をお伺いしたんですが、やはり必要性というものをどうやって訴えていくかと。県の会長さんなんかは、やはり自らそういう組織をつくり、そして皆さんに訴えながらそういう組織体をつくり上げていったとお考えをしているところでございます。

本町にも数人おられますので、そこまでの、今すぐ必要性というものがどこまであるのか。行政がお声がけをしてということですね。この辺については、少し検討はさせていただきたいと思いますが、果たして関議員のご要望にお応えできるようなものになるのかどうか、少し検討させていただきたいと思います。

それから空き家に関しては、やはり地域の方々との連携でございますので、担当については建設課が、今やっておりますけれども、各区長さん方にも、それは分かるように毎年4月にはやっているつもりですけれども、なお一層、そういうことが分かるように対応していきたいと思います。

○議長（今野正明） これで関 千鶴子さんの総括質疑を終了します。

ほかにございませんか。

ないようですので、これで総括質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。一括議題とされた令和4年度各会計予算9件の審査については、予算特別委員会に付託し審査することにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、令和4年度各会計予算9件は、予算特別委員会に付託し審査することに決しました。

予算特別委員会は、3月14日及び15日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後2時40分といたします。

休 憩 (午後2時23分)

再 開 (午後2時40分)

○議長(今野正明) 休憩前に復し、再開いたします。会議を続行します。

○議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(今野正明) 日程第17、議第13号 白鷹町押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長(佐藤誠七) ただいま上程になりました議第13号 白鷹町押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

押印等の見直しによる行政手続の簡略化により、町民の負担軽減及び利便性向上を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(今野正明) 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長(樋口 浩) ご説明いたします。

議第13号 白鷹町押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の設定について。

白鷹町押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

白鷹町押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例。

制定要旨をご覧いただきたいと思います。

本条例につきましては、押印や対面を要する手続の見直しにより、行政手続の簡略化を推進し、町民の負担軽減や利便性向上を図るため、申請書に係る押印を不要とするなど所要の整備を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第1条 白鷹町固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

第4条第4項及び第5項、審査の申出、改、押印に関する条項を削除するとともに、条項を繰り上げるもの。

第8条第5号、口頭審理、改、口述書への署名押印に係る規定を削除するもの。

第2条 白鷹町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正。

別記様式、宣誓書、改、押印欄を削除するもの。

第3条 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第10条第2項、議員報酬等の支給、改、日額報酬は支給事由の生じた日に現金支給となり、領収には押印が必須となることから、任命権者が必要と認めた場合は、後日まと

めて支給できる旨を追加するもの。

第10条第3項、第10条第4項、改、条項を繰り下げるもの。
裏面をお願いします。

第4条 白鷹町火入れに関する条例の一部改正。

様式第1号、火入許可申請書、改、押印欄を削除するもの。

附則 この条例は令和4年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第13号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第18、議第14号 白鷹町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第14号 白鷹町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

行政不服審査会に係る事務の委託に伴い、同審査会の組織等に係る規定を削除するため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第14号 白鷹町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例。

改正要旨をご覧ください。

本条例につきましては、これまで各市町村におきまして行政不服審査会を設置しておりましたが、白鷹町行政不服審査会に係る事務を山形県へ委託することに伴い、同審査会の組織及び運営に関する規定を削除するものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第1条 趣旨、改、趣旨を改めるもの。

第3条 審査会から第10条 会長への委員、改、白鷹町行政不服審査会の組織及び運営に関する規定を削除するもの。

裏面をお願いいたします。

第11条第1項 提出書類等の写し等の交付に係る手数料、改、条項を繰り上げ、文言を整理するもの。

第11条第2項 同じでございます。

第12条 提出資料の写し等の交付に係る手数料、改、白鷹町行政不服審査会に提出された資料の写し等の交付に係る手数料等に関する規定を削除するもの。

第13条、委任、改、条項を繰り上げるもの。

附則第1項 施行期日、この条例は令和4年4月1日から施行するもの。

附則第2項 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

白鷹町行政不服審査会委員の報酬の額に係る規定を削除するもの。

なお、関連する規約も今議会に上程しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第14号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第19、議第15号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第15号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

育児休業等について、非常勤職員に係る取得要件を緩和するとともに、周知・相談体制等の充実強化により、取得しやすい勤務環境整備を推進するため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第15号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

改正要旨をご覧いただきたいと思っております。

本条例は、非常勤職員の育児休業等の取得に係る1年以上の在職期間要件を国家公務員に準じて廃止するとともに、各任命権者に対して制度の説明、面談の実施及び相談体制の整備等の措置を義務づけることにより、育児休業等を取得しやすい勤務環境整備を推進するものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第2条 育児休業をすることができない職員、改、非常勤職員に係る育児休業の取得について、1年以上の在職期間要件を廃止するもの。

第18条 部分休業をすることができない職員、改、非常勤職員に係る部分休業の取得について、1年以上の在職期間要件を廃止するもの。

第22条第1項 妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等、新、任命権者は、職員本人またはその配偶者の妊娠または出産について申出があった場合に、育児休業その他関連制度について説明するとともに、当該取得に係る意向を確認するための面談等を実施しなければならない旨を定めるもの。

第22条第2項、新、任命権者は、前項の申出を理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない旨を定めるもの。

第23条 勤務環境の整備に関する措置、新、任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、当該休業に係る周知及び啓発を行うとともに、相談体制の整備など勤務環境整備に関する措置を講じなければならない旨を定めるもの。

附則 この条例は令和4年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第15号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第20、議第16号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第16号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

国民健康保険事業の健全な運営を図ることを目的に税率等の改正を行うとともに、地方税法の一部改正に伴い子育て世帯の経済的負担の軽減を行うなど、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお内容につきましては、税務出納課長に説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、佐藤雅志君。

○税務出納課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

議第16号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正要旨をご覧ください。

本条例につきましては、国民健康保険事業の健全な運営を図ることを目的に税率等の改正を行うとともに、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額を減額するなど、所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順で申し上げます。

第4条 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額、改。

第6条 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、第6条の2

国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額、改、基礎課税額（医療分）に係る税率、額を次のように改めるもの。

表につきましては、現行、改正後の順で読み上げます。

所得割額、6.5%、7.3%。

被保険者均等割額、2万5,300円、3万300円。

世帯別平等割額、特定・特定継続世帯以外の世帯、1万8,500円、2万1,800円。

特定世帯（1／2軽減）、9,250円、1万900円。

特定継続世帯（1／4軽減）、1万3,875円、1万6,350円。

第7条 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額、改、文言を整理するもの。

第9条第1項第1号 国民健康保険税の減額、改、基礎課税額（医療分）に係る7割軽減世帯に係る減額分を次のように改めるもの。

被保険者均等割額、1万7,710円、2万1,210円。

世帯別平等割額、特定・特定継続世帯以外の世帯、1万2,950円、1万5,260円。

特定世帯（1／2軽減）、6,475円、7,630円。

特定継続世帯（1／4軽減）、9,713円、1万1,445円。

第9条第1項第2号、改、基礎課税額（医療分）に係る5割軽減世帯に係る減額分を次のように改めるもの。

被保険者均等割額、1万2,650円、1万5,150円。

世帯別平等割額、特定・特定継続世帯以外の世帯、9,250円、1万900円。

特定世帯（1／2軽減）、4,625円、5,450円。

特定継続世帯（1／4軽減）、6,938円、8,175円。

第9条第1項第3号、改、基礎課税額（医療分）に係る2割軽減世帯に係る減額分を次のように改めるもの。

被保険者均等割額、5,060円、6,060円。

世帯別平等割額、特定・特定継続世帯以外の世帯、3,700円、4,360円。

特定世帯（1／2軽減）、1,850円、2,180円。

特定継続世帯（1／4軽減）、2,775円、3,270円。

第9条第2項第1号、第9条第2項第2号、新、未就学児に係る基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金分の均等割額の減額分を次のように定めるもの。

被保険者均等割額（1／2軽減）。

7割軽減世帯、4,545円、1,530円。

5割軽減世帯、7,575円、2,550円。

2割軽減世帯、1万2,120円、4,080円。

軽減世帯以外の世帯、1万5,150円、5,100円。

第9条の2 特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例、改、引用条項を整理するもの。

第13条 納税義務の発生、消滅に伴う賦課、改、文言を整理するもの。

第21条第1項 納税通知書、改、引用条項を整理するもの。

第21条第2項、新、第1期分に合算される、第2期以降の納付額の端数処理を1,000円から100円に改め、各納期における納税額の平準化を行うもの。

第24条 減免、改、文言を整理するもの。

附則第2項 公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例から附則第4項 長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、改、引用条項を整理するもの。

附則第6項 一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、改、引用条項及び文言を整理するもの。

附則第7項 上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例から附則第13項 条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例、改、引用条項を整理するもの。

附則第1項 施行期日、この条例は令和4年4月1日から施行するもの。

附則第2項 適用区分、改正後の規定は、令和4年度以降の年度分について適用し、令和3年度分までについては、なお従前の例によるもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第16号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第21、議第17号 白鷹町営土地改良事業分担金徴収条例を廃止する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第17号 白鷹町営土地改良事業分

担金徴収条例を廃止する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

山形県宮萩野地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の終了に伴い、提案するものであります。

なお、内容につきましては農林課長より説明いたしますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） ご説明申し上げます。

議第17号 白鷹町県営土地改良事業分担金徴収条例を廃止する条例の設定について。

白鷹町県営土地改良事業分担金徴収条例を廃止する条例を次のように制定する。

白鷹町県営土地改良事業分担金徴収条例を廃止する条例。

白鷹町県営土地改良事業分担金徴収条例は廃止する。

附則 この条例は令和4年4月1日から施行する。

当条例につきましては、県営事業で実施されました萩野地区の圃場整備の受益者分担金を徴収するため設けている条例でございます。このたび、耕作放棄地の10%以上を担い手に集積することで、受益者が負担しました7.5%の事業費が促進費として交付される農業経営高度化支援事業の事業も全て完了しまして、事業の全部が終了したことから廃止するものでございます。

以上でございます

○議長（今野正明） 説明が終わりました。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第17号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第22、議第18号 白鷹町公有林野官行造林条例を廃止する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第18号 白鷹町公有林野官行造林条例

を廃止する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

国と蚕桑財産区及び畔藤財産区との官行造林契約満了に伴い、提案するものであります。

なお、内容につきましては農林課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） ご説明申し上げます。

議第18号 白鷹町公有林野官行造林条例を廃止する条例の設定について。

白鷹町公有林野官行造林条例を廃止する条例を次のように制定する。

白鷹町公有林野官行造林条例を廃止する条例。

白鷹町公有林野官行造林条例は廃止する。

附則 この条例は公布の日から施行する。

当条例につきましては、国の公有林野等官行造林法によりまして、国と蚕桑財産区及び畔藤財産区が契約した官行造林地の保護及び産物の採取に関して設けている条例でございます。

今般、両財産区の官行造林契約が終了したため、廃止するものでございます。

以上でございます

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第18号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第19号～議第26号の上程、説明、総括質疑、付託

○議長（今野正明） 日程第23、議第19号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第11号）についてから日程第30、議第26号 令和3年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）についてまで、以上、令和3年度各会計補正予算8件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第19号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第11号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第19号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第11号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける病院事業への繰出金追加や、国の補正を活用した共同安全対策事業、保育士等処遇改善臨時特例事業などに対応するとともに、次年度に向け財政調整基金、減債基金、森林再生基金への元金積立てを図るなど所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては地方交付税、国県支出金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

このほか、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正、地方債の補正を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ2億2,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ99億4,100万円とするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

一般会計補正予算（第11号）の予算書1ページをご覧ください。

議第19号 令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第11号）。

令和3年度白鷹町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億4,100万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条 地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

10款地方交付税、1億5,460万円、38億5,150万円。

14款国庫支出金、1億1,483万6,000円、16億4,487万7,000円。

15款県支出金、2,190万6,000円、7億3,001万1,000円。

16款財産収入、201万6,000円、388万9,000円。

18款繰入金、173万4,000円、1億4,518万8,000円。

19款繰越金、570万2,000円、5億9,202万6,000円。

20款諸収入、1,070万6,000円、1億8,547万8,000円。

21款町債、9,150万円の減額、10億8,650万円。

歳入合計、2億2,000万円。99億4,100万円。

次のページをお願いいたします。

歳出1款議会費、300万円の減額、9,063万7,000円。

2款総務費、9,740万1,000円、12億1,711万円。

3款民生費、5,870万4,000円、24億7,924万円。

4款衛生費、1,658万8,000円、8億8,333万5,000円。

5款労働費、4,000円、2,873万6,000円。

6款農林水産業費、5,323万8,000円、6億9,116万3,000円。

7款商工費、1,137万3,000円の減額、6億7,889万4,000円。

8款土木費、249万円、11億7,151万円。

10款教育費、1,127万円、7億3,591万円。

11款災害復旧費、532万2,000円の減額、4億5,522万7,000円。

歳出合計2億2,000万円、99億4,100万円。

次のページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。

款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

2款総務費1項総務管理費、住民記録システム改修事業、200万円、鮎貝地区コミュニティセンター大規模改修事業5,591万8,000円。

3款民生費2項児童福祉費、保育士等処遇改善臨時特例事業、865万1,000円。

6款農林水産業費2項林業費、森林環境保全整備事業、414万5,000円。

8款土木費2項道路橋梁費、町道安全対策事業4,300万円、橋梁安全対策事業4,363万3,000円。

10款教育費1項教育総務費、学校における感染症対策等支援事業、505万円。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費、林業豪雨災害復旧事業、3,285万8,000円。2項公共土木施設災害復旧費、道路河川豪雨災害復旧事業3億1,500万円、合計5億1,025万5,000円。

第3表 債務負担行為補正。

追加でございます。

事項、生産資材等高騰緊急対策資金利子補給、期間、令和3年度から令和8年度、限度額8万5,000円。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債補正。

初めに変更でございます。

起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

公共事業等540万円減額しまして2,240万円、

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、4,460万円を追加しまして4,860万円。

災害復旧事業、8,310万円を減額しまして1億380万円。

緊急自然災害防止対策事業、1,930万円を追加しまして4,120万円。

過疎対策事業、120万円を追加しまして6億7,850万円。

臨時財政対策債、5,460万円減額しまして1億4,450万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

続いて廃止でございます。

地方道路等整備事業を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第20号 令和3年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました、議第20号 令和3年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、事業実績見込みに基づき事業費の整理と財源調整等を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国庫支出金、繰入金、地方債及び繰越金で対処するものであります。

このほか、鮎貝汚水幹線撤去事業に係る繰越明許費の設定や地方債の補正を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出予算からそれぞれ2,281万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億4,365万1,000円とするものであります。

なお、内容につきましては上下水道課長に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） それではご説明いたします。補正予算書の1ページをご覧

ください。

議第20号 令和3年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,281万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,365万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

3 款国庫支出金、950万円の減額、2,407万5,000円。

4 款繰入金、1,396万3,000円の減額、2億4,207万6,000円。

5 款繰越金、704万8,000円、1,491万6,000円。

7 款町債、640万円の減額、2,550万円。

歳入合計2,281万5,000円の減額、4億4,365万1,000円。

次のページをお開きください。

歳出。

1 款公共下水道費、2,281万5,000円の減額、2億1,975万7,000円。

歳出合計、2,281万5,000円の減額、4億4,365万1,000円。

次のページをご覧ください。

第2表 繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で申し上げます。

1 款 1 項公共下水道費、鮎貝汚水幹線撤去事業、1,868万円。

続きまして第3表 地方債補正でございます。

初めに起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

起債の目的。

公共下水道事業一般分、補正前の限度額から320万円を減額し760万円。

過疎対策事業、補正前の限度額から320万円を減額し740万円。

起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第21号 令和3年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第21号 令和3年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、補助金及び交付金の過年度分精算並びに直営診療施設の事業実績に基づく調整に対応するとともに、円滑な事業運営を継続するため、国民健康保険事業運営基金への元金積立て等の所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、県支出金、繰入金及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1,680万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億4,169万5,000円とするものであります。

なお、内容につきましては町民課長に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 町民課長、衣袋則子さん。

○町民課長（衣袋則子） ご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

議第21号 令和3年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,680万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,169万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

3款県支出金、81万8,000円、11億2,821万5,000円。

4款財産収入、1万9,000円、2万円。

5款繰入金、320万5,000円の減、1億3,442万8,000円。

6款繰越金、1,910万7,000円、2,365万2,000円。

8 款国庫支出金、6万4,000円、8万4,000円。

歳入合計、1,680万3,000円、15億4,169万5,000円。

次のページをお開きください。

歳出。

6 款基金積立金、1,242万2,000円、1,242万3,000円。

7 款諸支出金、438万1,000円、4,255万9,000円。

歳出合計、1,680万3,000円、15億4,169万5,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第22号 令和3年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第22号 令和3年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、事業実績見込みに基づき事業費の整理と財源調整等を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国県支出金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出予算からそれぞれ1,560万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億5,938万5,000円とするものであります。

なお、内容につきましては上下水道課長に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

議第22号 令和3年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,560万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,938万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金、220万円の減額、400万円。

3 款国庫支出金、703万円の減額、950万1,000円。

4 款県支出金、64万円の減額、960万円。

5 款繰入金、213万円の減額、9,914万3,000円。

6 款繰越金、219万2,000円、525万9,000円。

8 款町債、580万円の減額、890万円。

歳入合計。

1,560万8,000円の減額、1億5,938万5,000円。

次のページをご覧ください。

歳出。

1 款農業集落排水事業費、補正額1,560万8,000円の減額、9,667万7,000円。

歳出合計。

1,560万8,000円の減額、1億5,938万5,000円。

次のページをご覧ください。

第2表 地方債補正。

初めに起債の目的、限度額、補正後の限度額を申し上げます。

下水道事業（特定地域生活排水処理施設事業・一般分）、補正前の限度額から290万円を減額し300万円。

過疎対策事業、補正前の限度額から280万円を減額し290万円。

公営企業会計適用債、補正前の限度額から10万円を減額し300万円。

起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第23号 令和3年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第23号 令和3年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、介護給付費交付金の過年度精算分への対応や介護給付費準備基金の運用利子額の見込みに基づく対応など、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、支払基金交付金及び財産収入で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ467万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億8,765

万4,000円とするものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

補正予算書11ページをお開き願います。

議第23号 令和3年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ467万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,765万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

4款支払基金交付金、453万7,000円、4億5,078万6,000円。

6款財産収入、13万4,000円、13万6,000円。

歳入合計、467万1,000円、17億8,765万4,000円。

3ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費。

補正額の増減はございません。4,398万3,000円。

4款基金積立金、467万1,000円、4,123万9,000円。

歳出合計467万1,000円、17億8,765万4,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第24号 令和3年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第24号 令和3年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、医療保険料の収納実績見込みに基づき後期高齢者医療広域連合納付金の調整等を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、後期高齢者医療保険料繰入金及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ760万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,371万2,000円とするものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（今野正明） 町民課長、衣袋則子さん。

○町民課長（衣袋則子） ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

議第24号 令和3年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ760万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,371万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、548万9,000円、1億1,543万8,000円。

3 款繰入金、93万8,000円、4,605万9,000円。

4 款繰越金、117万4,000円、206万1,000円。

歳入合計、760万1,000円、1億6,371万2,000円。

次のページをお開きください。

歳出。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、760万1,000円、1億6,097万1,000円。

歳出合計、760万1,000円、1億6,371万2,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第25号 令和3年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第25号 令和3年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、施設の修繕並びに消費税及び地方消費税の調整等について対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的支出の総額に700万円を追加し3億52万円とするものであります。

なお、内容につきましては上下水道課長に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） ご説明いたします。

補正予算書1ページをご覧ください。

議第25号 令和3年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条 令和3年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条 令和3年度白鷹町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計を申し上げます。

第1款水道事業費用、700万円、3億52万円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第26号 令和3年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第26号 令和3年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症への追加対策を図るとともに、影響を受けた経営を安定化させるための一般会計からの補助金など、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的収入及び支出にそれぞれ2,172万5,000円を追加し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ12億5,947万5,000円とするものであります。

なお、内容につきましては病院事務局長に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） ご説明いたします。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

議第26号 令和3年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条 令和3年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第2条 令和3年度白鷹町立病院事業会計予算（第2条）に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

補正予定量、計のみ申し上げます。

第1号、年間患者数、入院、365人の減、1万4,235人。

第2号、1日当たり患者数、1人の減、39人。

収益的収入及び支出の補正。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、2,172万5,000円、12億5,947万5,000円。

支出。

第1款病院事業費用、2,172万5,000円、12億5,947万5,000円。

次のページをお開きください。

他会計からの補助金。

第4条 病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,000万円とする。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。

お諮りいたします。令和3年度各会計補正予算8件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、令和3年度各会計補正予算8件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、3月9日、本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

○延会の宣告

○議長（今野正明） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後3時45分〉

